

令和元年度 生活困窮者自立支援制度 ブロック会議説明資料

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

(目次)

1. 生活困窮者自立支援制度

①任意事業実施促進・・・3

②支援員の養成研修(2020年度以降)・・・17

2. 昨今の新たな政策課題

①就職氷河期世代への対応・・・27

②ひきこもり状態にある者への具体的な支援への依頼・・・31

③地域共生社会の実現に向けた検討状況・・・37

3. 令和2年度概算要求の概要・・・45

1. 生活困窮者自立支援制度

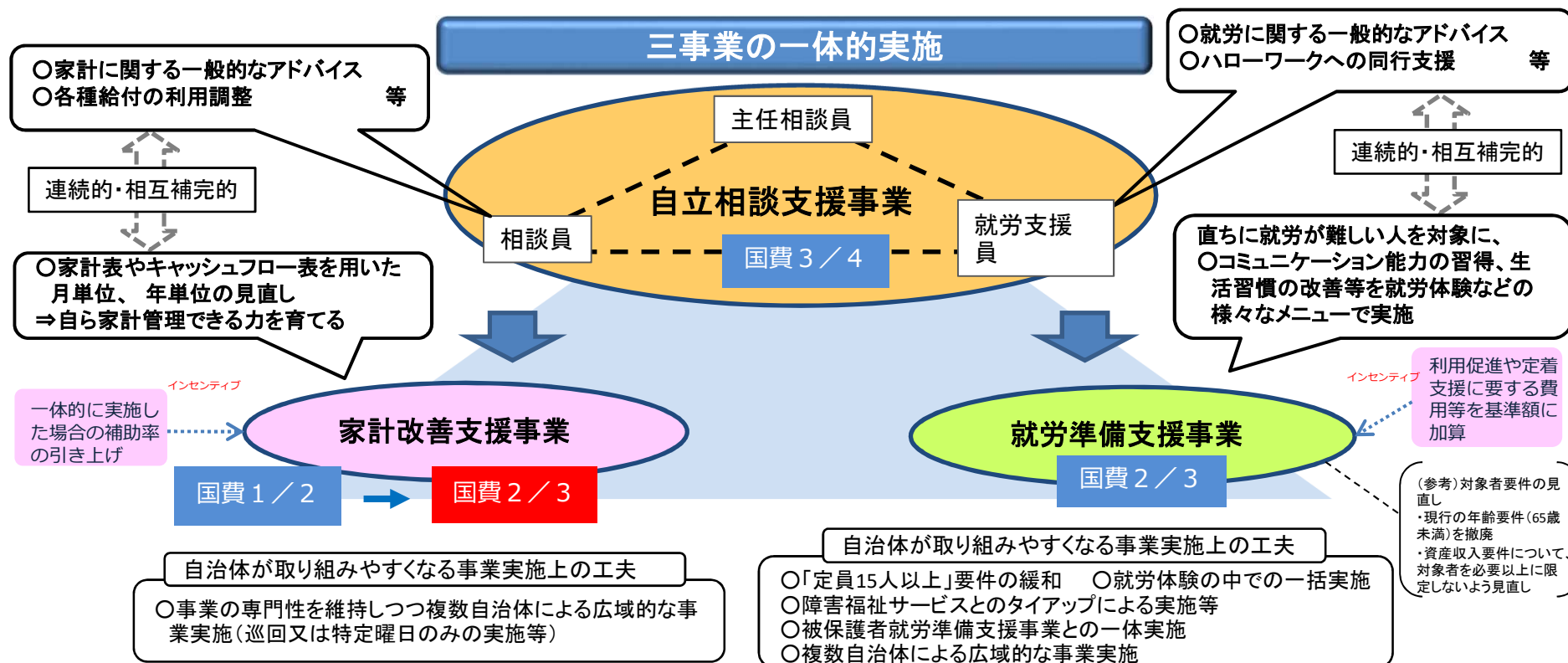
①任意事業実施促進

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 平成30年度の法改正において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談の「出口ツール」として、いずれの自治体においても求められるものであるが、直ちに必須事業化するのではなく、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ることとした。
- 参・附帯決議(平成30年5月31日)においても、今後三年間の集中実施期間で実施体制の整備を進め、両事業の完全実施を目指すことが盛り込まれた。
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

⇒ これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す



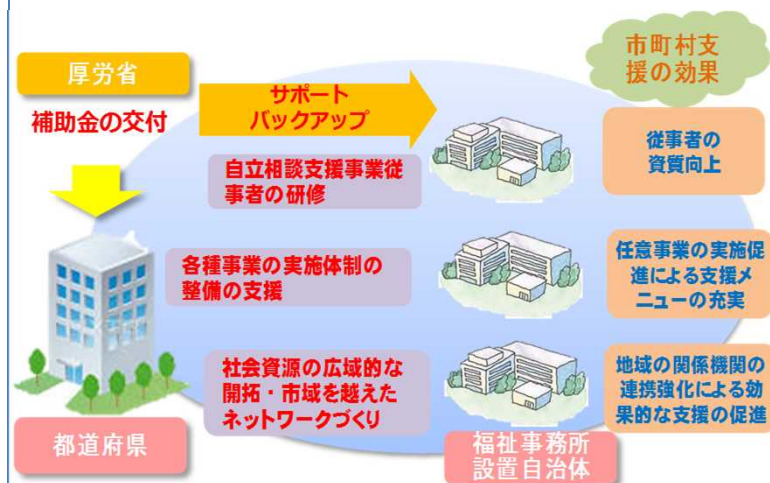
都道府県による市等への支援及び福祉事務所未設置町村による相談支援

(法律改正事項)

都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助

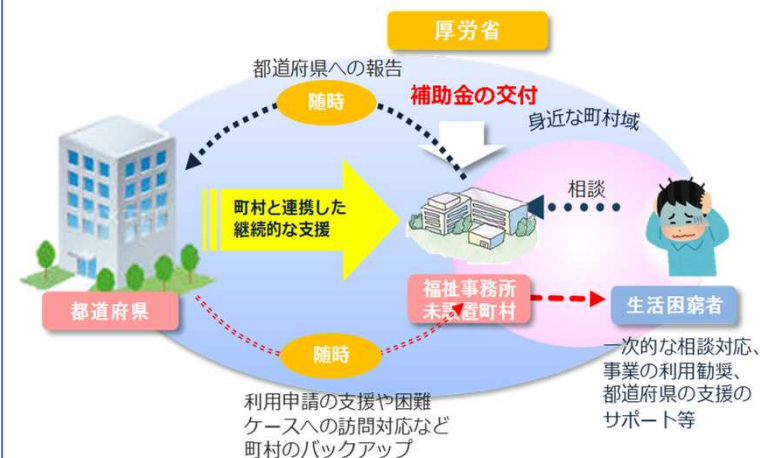
補助率 1/2



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助

補助率 3/4



自治体・支援員向けコンサルティング

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

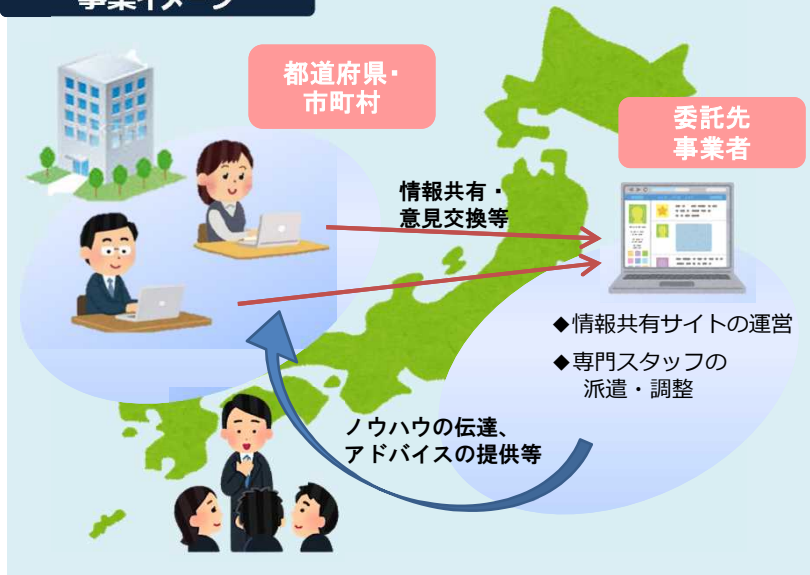
対象経費

◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用 ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。**

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 施行後4年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)	(参考) 新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合 85%

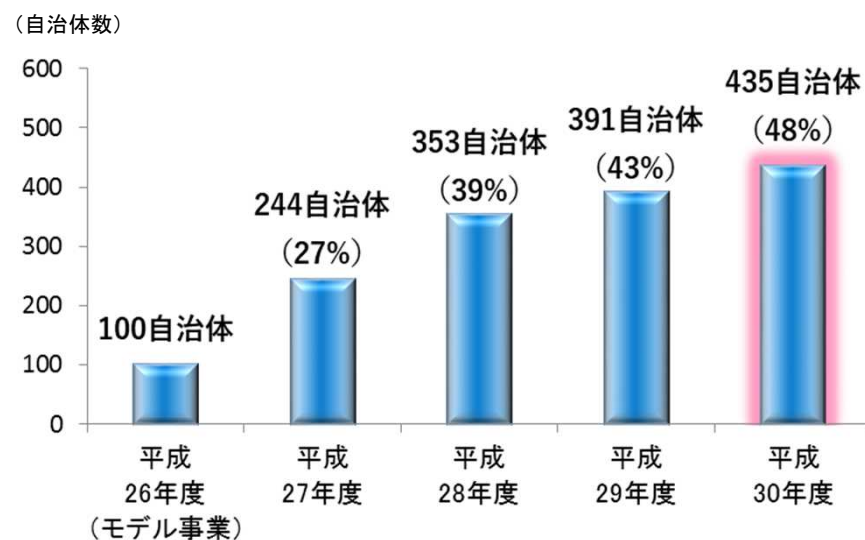
支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

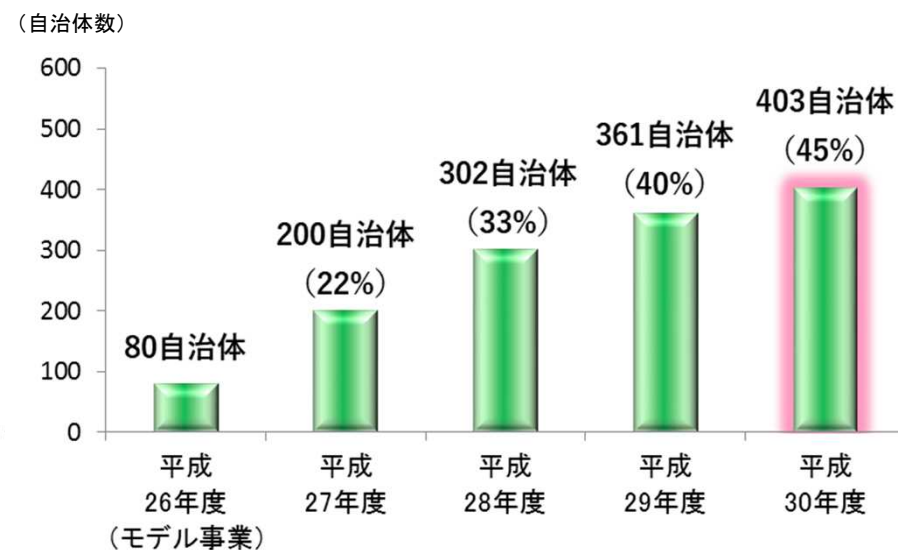
※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施状況(H27～H30)

就労準備支援事業



家計改善支援事業



(参考)令和元年度実施状況について
(補助金協議ベース)

			平成30年度との差
・就労準備支援事業	496自治体	(55%)	(+61)
・家計改善支援事業	496自治体	(55%)	(+93)
うち一体実施	336自治体	(37%)	

※自治体数については、変更が生じることがある。

H31.4施行 法改正事項

(※) 今回の強化分（訪問による見守りや生活支援等）の実施に当たっては、当該自治体が従来の一時生活支援事業のメニュー（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）を実施していることが前提。

一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

静岡県（都道府県）

1 県の概要（郡部）

人口	225,661 人
面積	1419.46 km ²
保護率	0.78%

2 実施方法について

実施方法	委託（委託先にてホテル等を必要日数借上げ）
委託先	ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム
事業費	2,500千円（令和元年度） ※一時生活支援事業費含む
支援実績	一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和元年度より実施 令和元年度支援実績：0人

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

宿泊場所の提供を受けた者で、新たに地域で生活を始めた者に対して、一定期間「地域居住支援（見守り・生活支援等）」を行い、地域に定着できるよう支援を行う。
また、住居を失う恐れのある生活困窮者で、地域から孤立している者に対しても、同様に支援を行うことにより、住居喪失の回避や、喪失した場合の速やかな一時生活支援への誘導を行う。（住宅SN法における居住支援協議会との連携）

(2)地域居住推進事業を実施した経緯

本年度より一時生活支援事業を実施したが、事業をより効果的に実施するにあたり、一時生活支援事業を利用した方の中で、自立した生活を送ることとなった方に対して、見守り等の支援の必要性があると判断したため。
また、自立相談支援機関等で把握している住宅喪失のおそれがある者に対して、本事業にて早期に支援を行い、より適切な支援を行うため。

(3)委託先以外との連携について

住宅部局（静岡県居住支援協議会での情報共有等）

(4)実施のポイント

利用者の把握方法や住宅部局との情報共有・連携方法など

4 効果、課題、今後の取組内容など

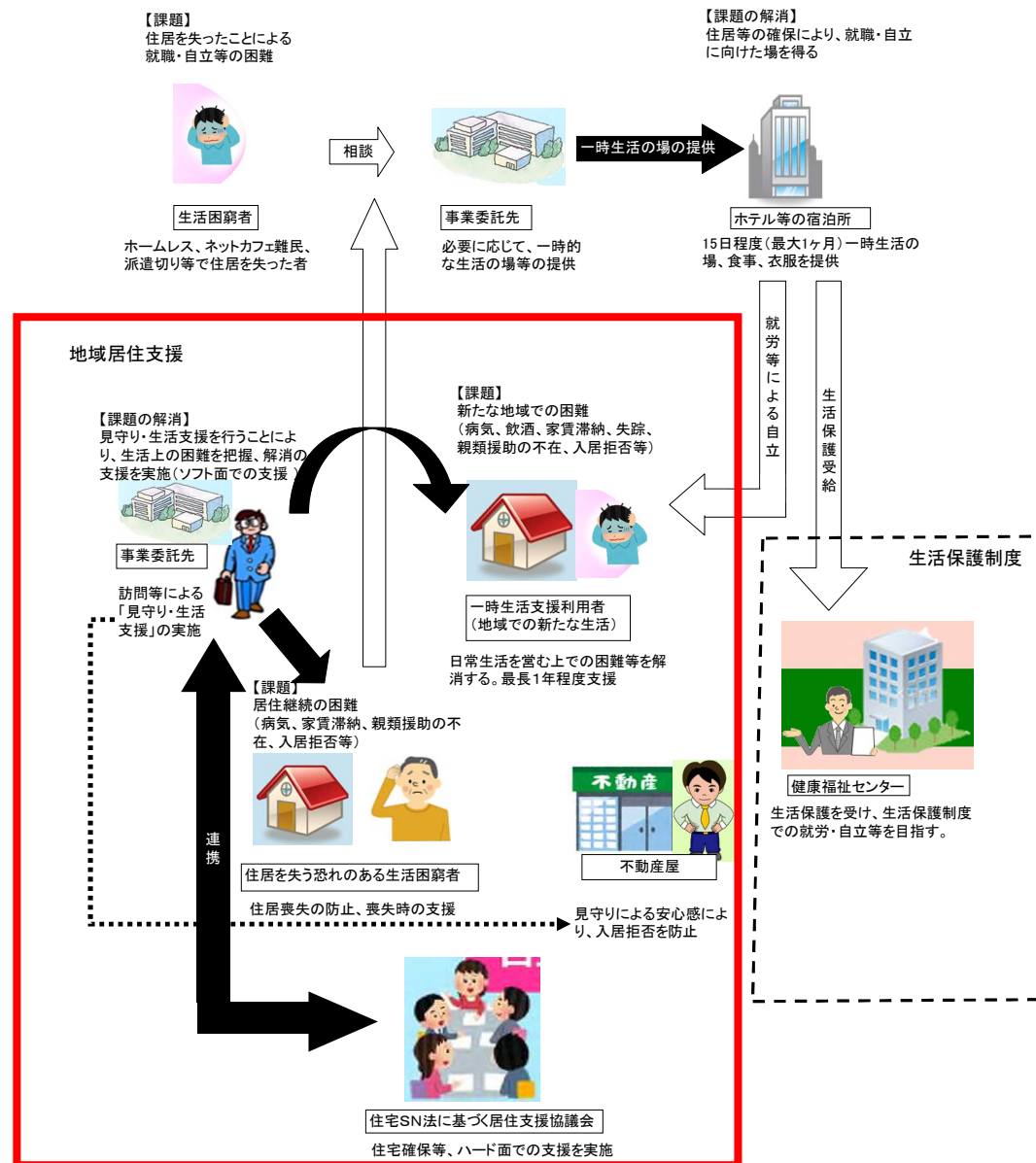
主として、一時生活支援事業を利用した方のうち、自立した方を対象と想定しているが、本事業を実施するのは本年度からのため、現時点では本事業を活用するに至っていない。

今後は静岡県居住支援協議会での情報共有等を行い、シェルター等利用者のほか、住宅喪失のおそれのある者等を含め、利用促進を図っていく。

一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住推進事業）

（参考）静岡県の事業フロー図

一時生活支援



一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

兵庫県明石市（中核市）

1 市の概要

人口	299,099 人
面積	49.42km ²
保護率	1.78%

2 実施方法について

実施方法	委託・借り上げシェルター方式
委託先	NPO法人神戸の冬を支える会
事業費	1,164千円（令和元年度）
支援実績	○一時生活支援事業(シェルター事業)：平成27年より実施 借り上げシェルター：カプセルホテル及び旅館計2箇所（神戸市内） H30年度支援実績：3人 ○地域居住支援事業：令和元年度より実施

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- （シェルター事業）一定の住居を持たない生活困窮者に対し、旅館・ビジネスホテル・カプセルホテル等の宿泊施設を借り上げ、一定期間、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う。
- （地域居住推進事業）本事業を利用した後、市内で住居を確保した者について、社会からの孤立を防ぐため、訪問による見守りや生活支援を行う。

(2)地域居住推進事業を実施した経緯

- 生活保護を希望しないホームレスへの支援は、多くは神戸市内等への住み込み就労先への就労支援となるが、ほとんどの者と連絡が取れなくなり支援が中断・終結してしまう。
- 地元の明石市内で安心して生活したいと相談が仮にあっても、これまでは支援のツールが乏しかったため、民間の職業紹介所との協力などの支援ツールを増やしておく必要があると考えた。

(3)委託先以外との連携について

- 入居支援：地元不動産業者、（就労支援：民間職業紹介所）
地元不動産業者は、これまで生活保護申請者等で連帯保証人がいない者や賃貸保証会社の審査が難しい者の入居において、個々の置かれた事情・背景を理解した上で居住支援を行う。

(4)実施のポイント

- 入居支援：住み込み就労先から地元で住居を見つけ、安心して生活していきたい方への支援を重点的に実施。
（○就労支援：地元の民間の職業紹介所を通じて住み込み就労を開始した者については就労状況について本人同意の上で、企業、民間職業紹介所及び市との間で必要な情報共有を行い定着支援に繋げる。）

4 効果、課題、今後の取組内容など

- 生活保護担当部局、市内関係機関とのさらなる連携。
- 住み込み就労した方との継続的な連絡手段の確保。
- 市内にホームレスの支援を行っている団体がいない。



子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善）

H31.4施行
法改正事項

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
 - また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境
の改善

学習支援

教育及び就労(進路選
択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

○居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。

○日常生活習慣の形成

後片付け、整理整頓の習慣づけ等

○社会性の育成

挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等

○体験活動等

調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

○子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。

○子どもを入り口とした世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」として策定予定。



子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善）

千葉県松戸市（一般市）

1 市の概要

人口 494,402 人
面積 61.38km²
保護率 2.0%
子どもの学習支援事業利用者数
309人

2 実施方法について

実施方法	委託 集合型
委託先	NPO法人ワーカーズコープ 株式会社エデュケーショナルネット ワーク 他3者
事業費	86,496千円（令和元年度）
支援実績	平成27年より実施 H30年度会場数：5 H30年度支援実績(延べ利用者数) 学習支援：14,373人 居場所：2,656人 心理カウンセリング：145人
対象世帯	☒ 生活保護受給世帯 ☒ 児童扶養手当受給世帯 ☒ 就学援助受給世帯
生活・環境改善対象	☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 高校生 ☒ 保護者 上記以外 ☒ 高校中退者 (学習支援利用登録世帯に限る)

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 5会場のうち4会場で、学習支援以外の時間に居場所専用の時間を設け会場を開放。
(居場所支援員が常駐)
- 居場所専用の時間を使い、事業者独自の取組みを行っている。例えば、勉強合宿やクリスマスパーティ、卒業パーティを実施し、その中で夕飯やケーキを参加者と支援員と一緒に作る等の取組を行っている。また、保護者会を実施し、長期休みの過ごし方やゲーム・スマートフォンとの上手な付き合い方等の助言を行っている。
- 月2回以上、心理カウンセラーを配置して子どもや保護者が相談できる環境を整えている。
- 心理カウンセラーは支援員等に対して、注意を要する子どもへの接し方などの助言も行う。
- 松戸会場でのみ高校生の学習支援を実施しているが、松戸以外の会場でも、中学卒業後に高校生となった元利用者が会場を訪れ、自身の近況について話をしたり、現利用者に向けて体験談を語るなど、フォロー（交流）が継続することもある。

(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

- 以前から学習支援に通う子どもの生活環境を心配する声が支援員から挙がっており、会場によって独自の取組みが行われていた。委託先の中には食育について熱心なNPO法人や、子育て支援に熱心なNPO法人もあり、月1回開催している連絡会議の中で各会場での取り組みの共有を行い、生活習慣・環境改善に関する取組みが全体に広がっていった。



(3)委託先以外との連携について

- 自立相談支援機関、教育部局（教育委員会、スクールソーシャルワーカー）、子ども担当部局、学校、児童相談所 等

(4)実施のポイント

- 心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を活用。
- 連絡会議での困難事例や好事例（各会場の取組み）等の情報共有。
- 複数の関係機関と密に情報共有を行い連携を図ることで、学習支援に限らず、福祉的な観点から利用者世帯に対する迅速かつ適切な支援につなげる。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- 教育部局や学校との連携強化や保護者への助言を専門的に行える者の育成等。

子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善／進路選択等）

鹿児島県大隅地区（都道府県）

1 市の概要

人口 47,456 人
面積 813.31 km²
保護率 1.89 %
子どもの学習支援事業利用者数
211人(学習支援教室参加201人、
その他個別支援10人)

2 実施方法について

実施方法	委託
委託先	大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体（3社への委託）
事業費	4,424千円（令和元年度）
支援実績	平成28年より実施 平成30年度支援実績:10人(149回)
対象世帯	☒ 生活保護受給世帯 ☒ 児童扶養手当全額受給世帯 ☒ 就学援助受給世帯 上記以外 (以下に具体的に記載) 上記以外でも生活困窮世帯からの依頼を受けて支援を行っている。
生活・環境改善対象	☐ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 高校生 ☒ 保護者 上記以外 (以下に具体的に記載) 高校未進学者、未就労者。

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 不登校またはその傾向のある児童・生徒への訪問支援…1～2週に1度自宅へ訪問して宿題の実施、登校のサポート、進路相談、学習環境の改善、外出機会の提供を行う。
- 中学校を卒業した者への訪問支援…対象は、主に未就労・高校への未進学・高校中退をした者。1～2週に1度自宅へ訪問して、就労に向けた準備、外出する機会の提供、転学や進学・原動機付自転車の免許取得のサポートを行う。
- 進学・中退防止支援、就労希望者への支援…週に1または2度放課後に学習支援教室を実施。問題集を解くことや小テスト、暗記問題に合わせて面接の練習や、高校在学中・進学後の悩み相談を行い、高校進学・中退防止を目指す。
就労を希望する生徒への支援は、就労体験場所の提供、内職の実施、進路相談を行う。



(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

- 家庭や校内のみのサポートだけでは高校進学や登校することが難しい生徒がいることが分かってきた。同時に教員、スクールソーシャルワーカーやケースワーカーからの個別の相談や要望も増え、学習支援教室の開催以外の支援を開始する。

(3)委託先以外との連携について

- 各町の教育委員会や学校関係者、福祉関係者、ケースワーカー、児童相談所など。

(4)実施のポイント

- センターが県庁振興局内にあるため、福祉課、教育委員会、児童相談所などが併設されている。関係機関と情報共有や事例報告を適時に行うことができ、横の連携を強めている。
- 中学3年段階での支援や中学校との連携に力を入れている。高校への進学を目指すことがねらいではあるが、対象者は学力以外の困りごとがあったり高校中退のリスクが高い。学習以外の支援や家庭への介入、高校進学後のアフターフォローも視野に入れ支援を行う。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- センターとの連携が取れている学校からの相談は多いが、制度の周知が行き届いていない学校もある状況。生徒数の多い学校や保護者への周知を通じて相談数の増加を図る。
- 県立の通信制高校と連携した学習支援教室を令和元年度に12回開催予定。より多くの16～18歳への学習支援、生活環境や習慣改善に力をいれていく。

②支援員の養成研修 (2020年度以降)

2020年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- 昨年施行された改正困窮法において、「**市等の職員の資質を向上させるための研修の事業**」が、**都道府県の努力義務**と位置づけられたこと
 - 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、**各地域において、支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること**
 - 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、**地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること**
- を踏まえ、**2020年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。**

※支援の質の担保を図るべく、当面の間、国研修も一部継続する。（国と都道府県の役割分担は21ページ参照）

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。
 - ・ 基本的には、これまでの国研修と同程度の内容を、2.5日間に圧縮して実施予定。

都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。
（具体的な要件は次ページ参照）

都道府県研修の要件

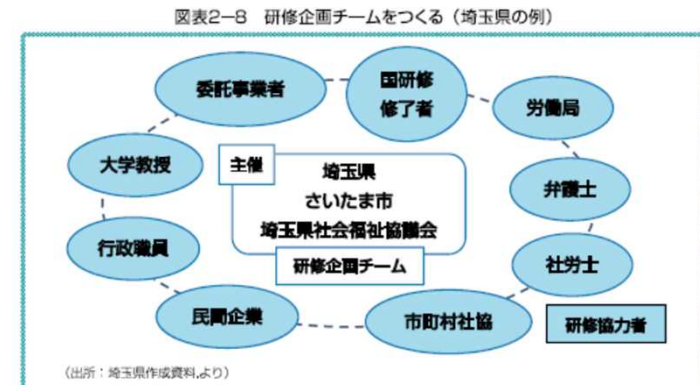
① 研修の実施方法の要件

1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。(カリキュラム例は22ページ参照)
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

その他実施にあたっての留意点

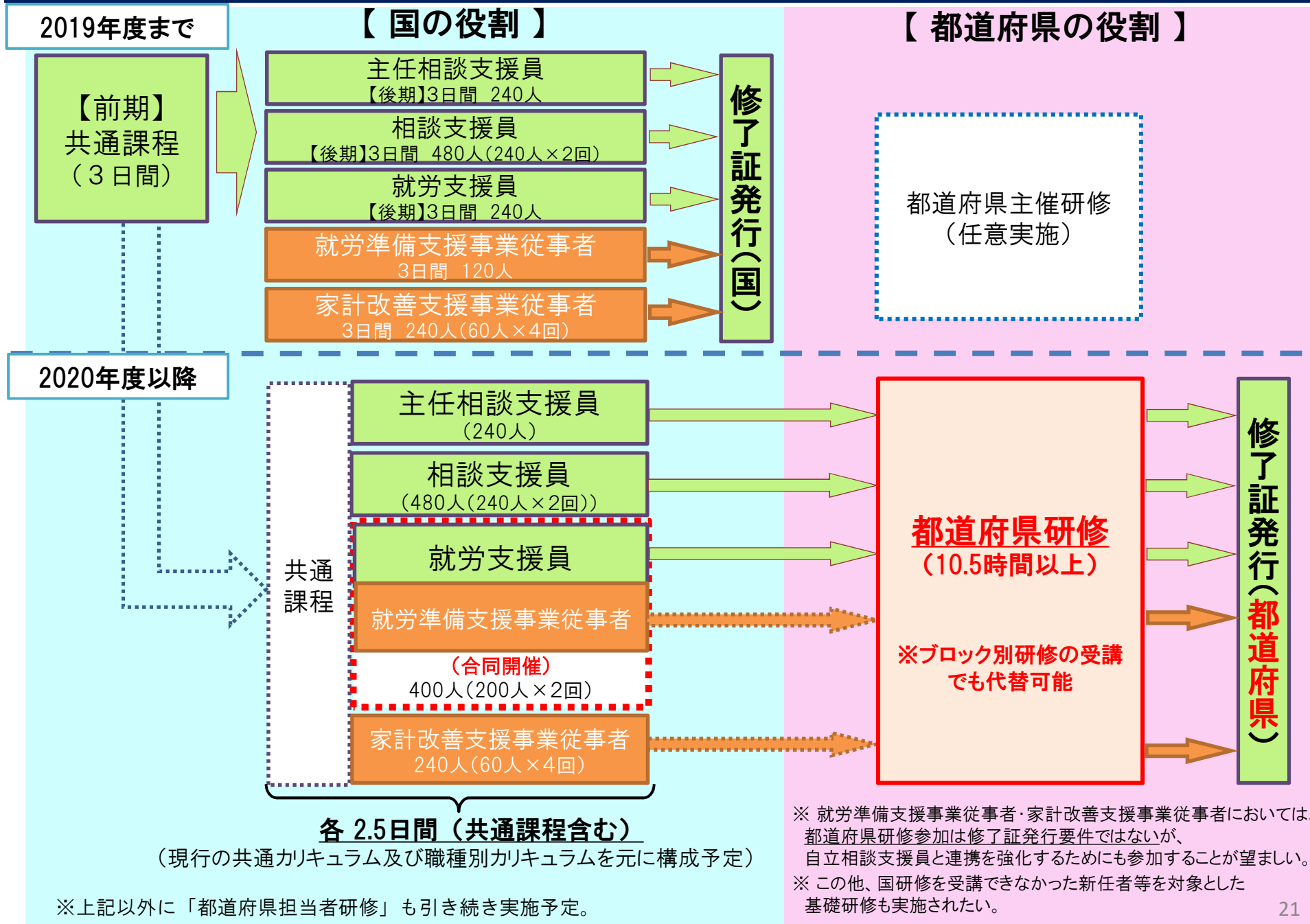
◆実施上の工夫

- みずほ情報総研株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」を、研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
参照先 <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>
- 研修対象者は原則として国研修(前期研修)を修了した者としているが、現任者や生活困窮者支援以外の支援員、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同実施することは、
 - ・ 他部局との連携強化にもつながるものであり、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげることにつながる
 - ・ 研修を通して経験豊富な現任者が新任者へアドバイスをするといった関係づくりにつながるといった効果が期待できることから、人数規模にかかわらず、積極的に実施を検討されたい。
- 生活困窮者支援では「地域づくり」が重要な視点であることから、管内自治体内のヒト・モノ・コトの社会資源の開拓や、無い場合には新たに生み出していくための社会資源開発の手法など、地域づくりを進めるために必要なことを確実に学ぶことが重要である。
そのため、管内自治体における社会資源の活用の現状を把握し、地域の実践者による講義・演習を実施するなど、地域の独自性を生かした研修内容とすることが望まれる。
- 研修内容は、各地域の人数規模や抱える課題、地域づくりの現状等により、望ましい研修のあり方が異なることから、研修企画チームにおいて多様な意見を取り入れるとともに、受講者アンケートの実施等により研修の振り返りを行い、適切な内容について検討を深められたい。

◆ブロック別研修について

- 2020年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。
- ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。
- ブロック別研修は、国の委託事業として実施予定。今年度は、「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」が試行的に全国6ブロックで各1日程度行い、内容の検証を行う。
- カリキュラムは未定だが、基本的には、ブロック別研修も都道府県研修と同様に、10.5時間以上の実施とする予定。
- 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費(会場費、講師旅費・謝金)は原則として国が負担する。
ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

人材養成研修における国・都道府県の役割分担について



都道府県研修カリキュラム(例)

形態	テーマ(例)	内容
講義	◆ 生活困窮者自立支援や関係する福祉制度等についての行政説明・取組紹介 (生活保護、障害福祉、法テラス(法律相談)等) ◆ 社会資源の活用とネットワークづくり (各自治体の取組の現状について情報共有) ◆ 時勢に合わせたテーマ (8050問題、依存症対策 等)	・設定したテーマごとに最適な専門職や関係者が講師を担当する。(研修企画チームを中心として研修実施協力者を募っていくプロセスを意識すること) ・講義終了後に、グループごとに感想の共有をするなどの振り返りの時間を設け、受講者の考えを深めることが望ましい。
演習	◆ 相談支援の流れと支援手法について (実際の相談支援の流れのデモンストレーション) ◆ 支援困難事例の検討 (参加者がこれまでに経験した事例を元にする)	・具体的な事例を元に演習し、支援のあり方について考えを深める。なお、事例は参加者から事前に集めたものを元に構成することが望ましい。 ・個人ワークやグループワークを実施し、各自の考える支援策について意見交換。協力して支援プランを作成し、発表する等の方法が考えられる。
まとめ	研修全体のまとめ	・ワールドカフェ形式等により、「生活困窮者支援で今後取り組みたいこと」を自由に情報共有。 ・最終的に、持ち帰って実行したいことを参加者各自でまとめ、考えを深める。

<ポイント>

※上記内容はあくまで一案であり、上記構成を参考に、研修企画チームにおいて必要な研修内容を検討いただきたい。

- 都道府県研修は「実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めること」を目的としていることを意識して、内容を設定すること。
⇒ ・講義を実施する場合でも、座学のみで終わることなく、グループワーク等により受講した内容についての考えを深め、参加者間で意見交換する時間を設けるといった構成とすることが望ましい。
・それにより、支援員同士が支え合うネットワーク構築を図ることが重要であり、支援員のバーンアウトを防ぐことにつながる。
- 生活困窮者自立支援制度の担当者以外も参加する場合には、特定の職種に偏ることなく、参加者みんなが活発に意見交換できる研修内容となるよう留意すること。
- 研修全体を振り返るためのまとめの時間をしっかり確保し、参加者間の関係づくりを促すとともに、参加者一人ひとりが今後どのように担当業務に学びを生かしていくか、考えを深める流れを丁寧に講じること。
- 時間数については10.5時間以上を要件としているところ、10.5時間は最低限度の時間数であることを踏まえて、研修目的や内容に応じて必要な時間数を適切に確保されたい。

(参考) 都道府県研修の取組例(平成30年度実績)

- 平成30年度に都道府県研修として実施された内容の一例は以下のとおり。
- 当該研修では、初任者研修を生活保護担当者との合同開催としたり、各講義で参加型研修の形式(意見交換)を取り入れている等の取組が見られるため、実施にあたっての参考にされたい。
- なお、初任者向け研修や職種別研修を実施することも都道府県研修の役割として求められるが、自立相談支援事業従事者への後期研修としての役割を果たすことが必須であることを考慮し、カリキュラムを実施すること。
⇒ 都道府県研修の受講が修了要件とならない初任者、家計改善支援事業・就労準備支援事業従事者に特化した研修は、10.5時間の枠外で実施されたい。

	開催日時	内容	参加者	講師
第1回 研修	平成30年 4月23日(月) 10:00～15:00	【初任者研修】※生活保護担当初任者研修と合同開催 ①講義「生活福祉資金について」 ②講義「支援員の求められる基本倫理と基本姿勢」 ③講義「支援員の業務の実際(成功・失敗事例紹介)」 ④行政説明「生活保護制度の概要と動向」 ⑤講義・取組み紹介 「ケースワーカーの基本とは」 「多機関協働による包括的支援体制構築事業」 ⑥意見交換「担当として困っていること」	初任者 10名	①県社会福祉協議会 ②県地域福祉課 ③市支援員 ④県地域福祉課 ⑤市地域包括化推進員 ⑥県地域福祉課&支援員
第2回 研修	平成30年 7月27日(金) 10:00～16:00	【従事者研修(家計相談支援研修)】 ①講義・取組み紹介 「生活困窮者自立支援制度における法テラスの活用法」 ②行政説明「生活困窮者自立相談支援法の改正」 ③講義・事例検討 「家計改善でどう変わる～あなたの家計も変わるかもよ～」 ※研修後アンケート実施	従事者 31名	①法テラス弁護士 ②県地域福祉課 ③ファイナンシャルプランナー
第3回 研修	平成30年 11月2日(金) 13:00～16:30	【従事者研修】 ①関係機関取組み紹介 ②意見交換 (事例検討、テーマ別分科会、ワールドカフェ) ③ふりかえり ※研修後アンケート実施	従事者 30名	①県労働者福祉協議会 ②県地域福祉課&支援員 ③県地域福祉課&支援員
第4回 研修	平成31年 3月20日(水) 14:00～16:30	【従事者研修(就労訓練事業・就労準備支援事業研修)】 ①行政説明「社会・援護局課長会議復命 等」 ②事例報告「就労訓練事業受入れ実績について」 ③意見交換 「就労訓練事業、就労準備支援事業で困っていること」 ④ふりかえり ※研修後アンケート実施	従事者 14名	①県地域福祉課 ②郡部支援員 ③県地域福祉課&郡部支援員 ④県地域福祉課

国会での指摘事項(支援員のバーンアウト対策について)

(参考)

◆平成30年4月25日 衆議院 厚生労働委員会 (第196通常国会)

○堀内詔子委員

(略)断らない相談支援ということを実現できるかどうかは、何よりも、現場にいらっしゃる相談員の方々が、充実した心身の状態のもとで安心して御自身が支援に携わることができるかどうかが大変大きなポイントとなっております。この点、生活困窮者の方々が抱える課題が複雑かつ複合化している、そういった傾向を踏まえていきますと、相談員の方々のいわゆるバーンアウト、燃え尽き症候群を防ぐための積極的な取組も求められていると思うわけですが、この点につきまして厚生労働省の御見解を伺いたいと思います。

○定塚政府参考人

生活困窮者自立支援制度におきましては、御指摘いただきましたとおり、生活に困窮されている方の複雑かつ複合的な課題に関して包括的に対応していくということとしているわけございまして、このためには、相談員を始めとする支援者の人員の確保や育成、そして、困難な事例に直面した際の相談員に対する支援といったバーンアウト対策を行っていくこと、大変重要なことであると考えてございます。このため、本法案におきましては、都道府県が管内自治体に対して支援を行う事業を創設をしているところございまして、この中で、市町村の相談員に対する研修を実施して相談員の育成を図る、また、支援が困難な事例に関しては、市の市域を超えて、経験豊富な相談員に対して支援の手法の相談を行ったり、ケースの検討を行う場や相談員のネットワークをつくるといったことなどをメニューとして位置づけておりまして、こうしたことに対して国としても補助を行うこととしているところでございます。(以下略)

◆平成30年5月22日 参議院 厚生労働委員会 (第196通常国会)

○宮島喜文君

(略)相談支援員も、やはり高度な倫理観や相談支援の知識、技術を備えた人材の養成というのは不可欠として、国や都道府県や自治体で協働して人材育成に取り組むことを求めるという意見があると聞いております。断らない相談というのを継続していくという中になりますと、相談支援員がバーンアウトしないようにフォローアップ研修なども必要という意見があったようでございます。今後実施されます都道府県や市等の研修においてはこの相談支援員等に対して心のケアも必要かと思いますが、そのような支援は用意されているかということ。さらに、生活困窮者を早期に発見するため、これは福祉や労働や教育や税務や住宅、様々自治体では部署があるわけでございます。窓口職員となる方、これも重要な役割を果たしていると思うわけでございます。したがって、研修の対象というのは福祉部局だけの職員を対象でよいのかという思いがするわけでございます。これについても併せてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○大臣政務官(大沼みずほ君)

お答えいたします。生活困窮者自立支援制度は人が人を支援する制度でありまして、支援員が安心して相談業務に従事できる体制を整えることが大変重要であると考えております。(中略)また、都道府県による市町村の職員に対する研修等の事業を創設いたしまして明確に法律に位置付けるとともに、その中で、従事者の研修のほか、市域を越えた支援員のネットワークづくりを事業のメニューとして補助を行うこととしております。これらの仕組みにより提供体制の強化を図ることで業務量の負担軽減を図ってまいりたいと思います。委員御指摘のこの相談支援員のバーンアウトを防ぐための心理面でのケアも行っていくことも大変重要であると考えております。支援員が抱える困難な事例に関しまして、経験豊富な支援員によるスーパービジョンの実施や支援員同士のケース検討会を実施することによって支援員の心理的な負担軽減を行って、支援員のバーンアウトを防ぐ取組を推進していくこととしております。

また、福祉部局以外の職員にも本制度について理解を促すことが必要との御指摘でございますが、委員御指摘のように、生活困窮者自立支援制度による支援がしっかりと機能していくためには、複合的な課題を抱える相談者に対して包括的な支援が必要であると、そうした人材育成が必要でありますので、研修を実施している都道府県におきましても、福祉部局以外に、労働であったり教育、税務、住宅などの分野の職員を対象にした研修を実施していかなければならないと思いますが、現時点でその研修状態について把握はしておらない状況ではございます。研修の必要性という御指摘の視点は重要であると考えておりまして、都道府県ともよく相談してまいりたいというふうに思っております。

◆生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年5月31日参議院厚生労働委員会)

- 二 (略)また、支援が必要な者をできるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八 (略)また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

支援員を支えるネットワークの構築

(参考)

- ◆ 「都道府県による市町村支援事業」として、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談するための「電話相談ライン」の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組など、支援員に対する相談・助言体制の構築のための取組を実施することができることとなっている。(平成31年度予算新規事業)
- ◆ この取組は、都道府県においての研修の推進に加えて、支援員のバーンアウト防止に有効と考えられることから、事業の積極的な活用について検討いただきたい。

- 生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題に関する相談に包括的に対応していくためには、支援員の人員の確保や育成、さらには、**困難な事例に直面した際の支援といったバーンアウト防止に向けた取組を行うことが必要**。国会答弁や困窮法一部改正法案の附帯決議においても、支援員への心理的な負担軽減等の各種取組を行うべきとされている。
- そのため、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「**支援員専用電話相談ライン**」の構築や**メール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組**により、支援員が困難な事例に直面した場合に相談し、適切な助言等を得られるような体制を構築する。

対象経費

◇ オペレーターの人件費 ◇ 通信費(電話料金)、賃借料、備品購入費、消耗品費 等

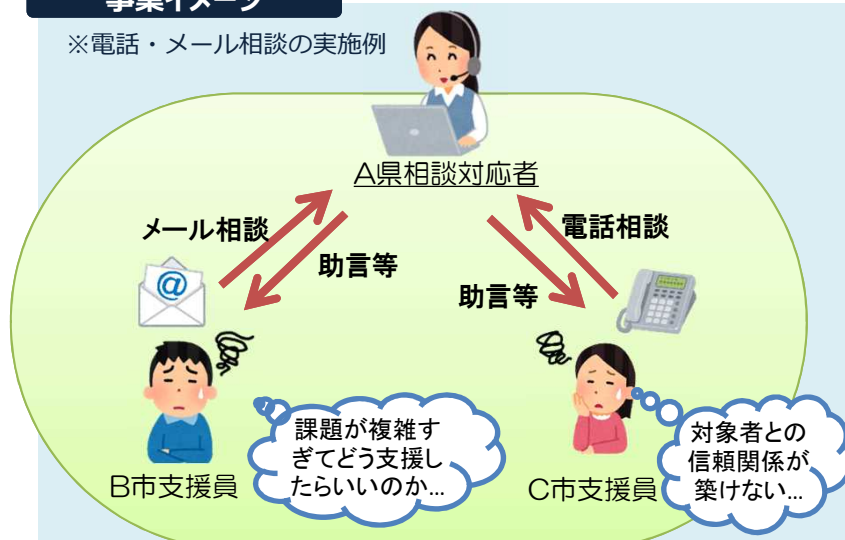
補助率 1/2

事業内容

- 都道府県に「**支援員専用電話相談ライン**」や**メール相談受付の体制を構築**。生活困窮者の支援経験が豊富な者を担当者として配置。
- **県内各市の支援員からの相談(困難ケースの対応方法等)**に対し、適切な**助言等**を提供する。
- 他職種も含めたネットワーク会議の実施により、支援内容の提案・助言。

事業イメージ

※電話・メール相談の実施例



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

2. 昨今の新たな政策課題

①就職氷河期世代への対応

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

第2回2040年を展望した社会保障
・働き方改革本部参考資料

- 就職氷河期世代の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、**「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開**していく。

(取組の基本的な方針)

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

**就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現**

I 主な支援対象

- ◆ 不本意ながら非正規雇用で働く方（不安定就労者）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」「知識能力に自信がない」などの理由で、就職活動に至っていない無業の状態にある方等
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）**

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつがる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

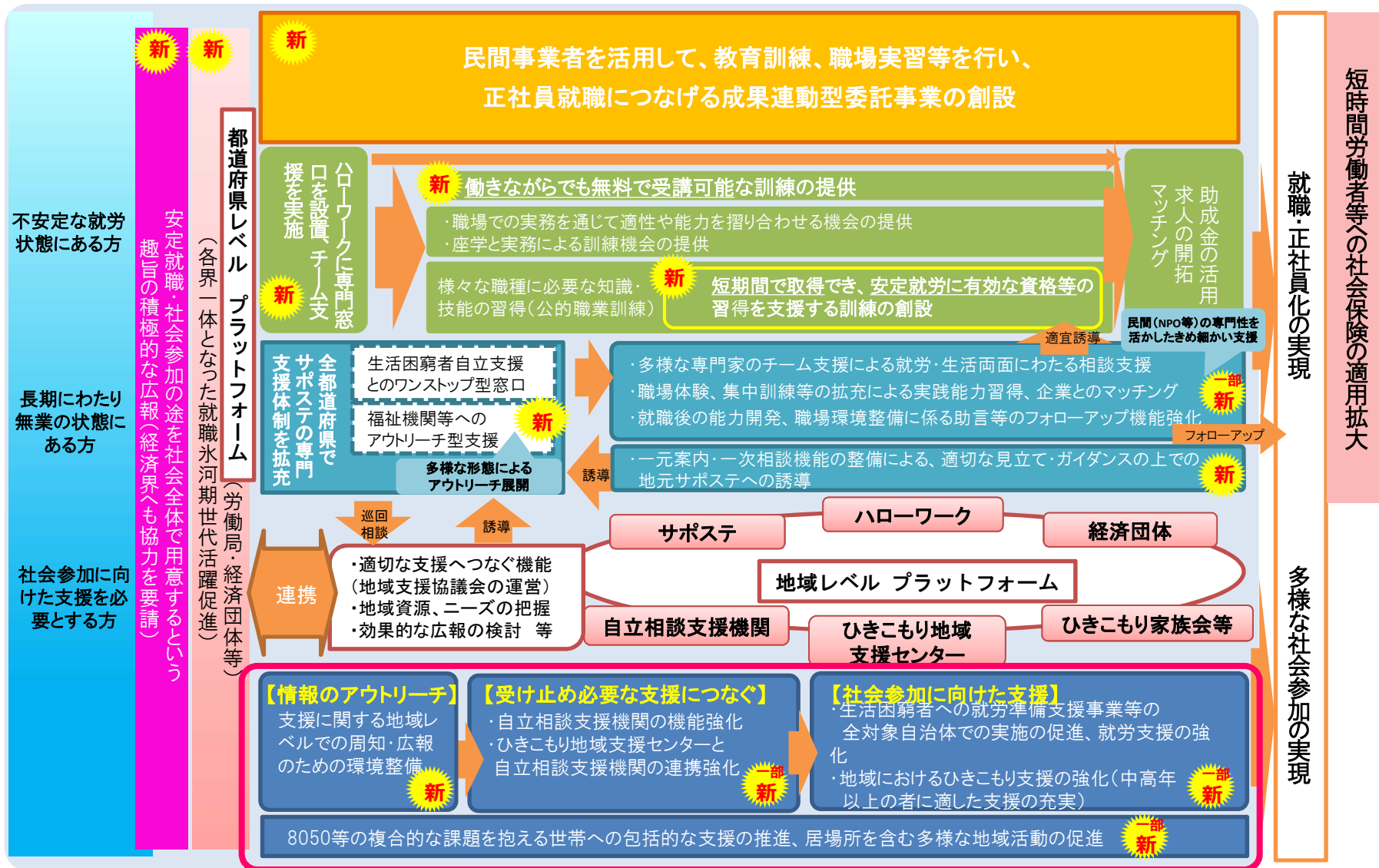
- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）

第2回2040年を展望した社会保障
・働き方改革本部参考資料



骨太の方針（就職氷河期世代支援プログラム）～抄～（令和元年6月21日閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（ii）個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

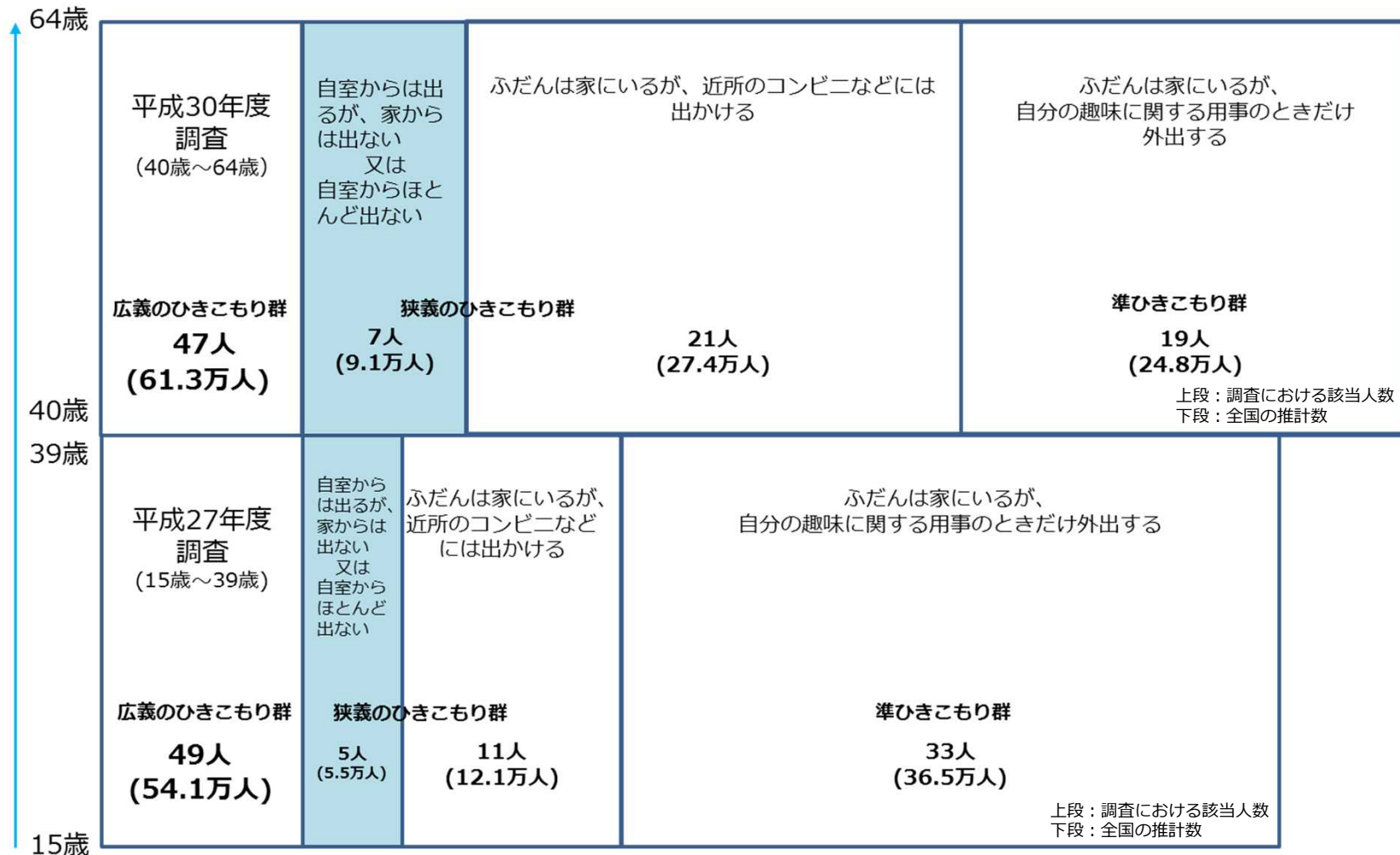
○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

②ひきこもり状態にある者への具体的な支援への依頼

内閣府「生活状況に関する調査」(平成31年3月29日公表)

内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果においては、「ふだんどのくらい外出しますか」という問に対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6ヶ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。(※平成27年度調査と平成30年度調査では一部定義が異なる。)



※ H30年度調査結果において、有効回収3,248人(調査対象5,000人)のうち、47人が広義のひきこもり。H27年度調査結果において、有効回収3,115人(調査対象5,000人)のうち、49人が広義のひきこもり。

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果（令和元年8月2日公表）

■実施自治体数

都道府県 レベル	市町村レベル				合計
	指定都市	一般市・区	町村	小計	
23 (49%)	9 (45%)	64 (8%)	32(3%)	105(6%)	128 (7%)
47	20	795	926	1,741	1,788

【留意点】

○都道府県が管内の全ての市町村を調査しつつ、別途、市町村独自で調査をしている場合がある。

※（ ）は全自治体数に占める割合

※全自治体数

■調査方法 ※n=128

ルート・方法	自治体数	割合
民生委員・児童委員（アンケート・聞き取り）	83	65%
保健師・NPO・事業者（アンケート・聞き取り）	29	23%
標本調査（無作為抽出によるアンケート）	22	17%
全戸調査（アンケート）	5	4%
その他（当事者からの聞き取り、住民からの連絡など）	4	3%

【留意点】

○複数回答（一部の自治体では、複数の方法を組み合わせて調査を実施）

○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって千差万別である。

■調査結果の公表・非公表の別 ※n=128

	自治体数	割合
公表	43	34%
非公表	85	66%

※ 令和元年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」

川崎市や東京都練馬区の事件など、たいへん痛ましい事件が続いています。改めて、これらの事件において尊い生命を落とされた方とそのご家族に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた方の一日も早いご回復を願っています。

これらの事件の発生後、ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

これまでも繰り返し申し上げますが、安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年6月26日

厚生労働大臣 根本 匠

ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応（通知）

令和元年 6 月14日付け社援地発0614第 1 号
各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について ～抄～

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢

- ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること

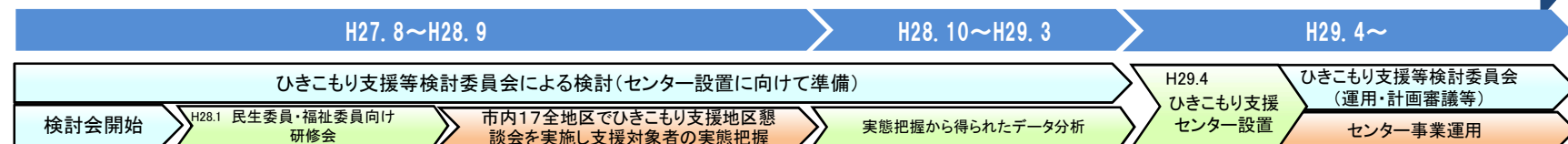
2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項

- ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
- ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと

市町村によるひきこもり支援の事例（岡山県総社市）

- 体制**
- ひきこもり事例の個別相談に対応する中で、ひきこもり支援は社会全体の課題であると位置付け、組織的な支援体制を検討するために、「ひきこもり支援等検討委員会」を設置。検討委員会で、実態調査・分析・検討の上、平成29年4月にひきこもり支援センター「ワンタッチ」を設置。その後も検討委員会は継続し、センター運営・計画・推進・予算執行・規定制定等について審議。
 - ひきこもり支援センターは、市社会福祉協議会が受託して実施。市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど横断的な総合相談支援体制を構築。
 - ひきこもり支援センターでは、専属職員2名（精神保健福祉士・社会福祉士）が、電話、来所、訪問等で相談対応し、関係機関、地域と協働して支援を展開。
- 取組**
- サポーター研修・サポーター定例ミーティングを実施し、活動を共有。当事者・専門職・サポーターによる居場所設置を企画し、空き屋を活用した居場所を設置。
 - 当事者家族を対象に家族会「ほっとタッチの会」を設立。居場所を利用し月1回活動。
 - 検討委員会において、支援者養成WG・事例検討WG・社会参加WGをそれぞれ開催。

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用までのプロセス



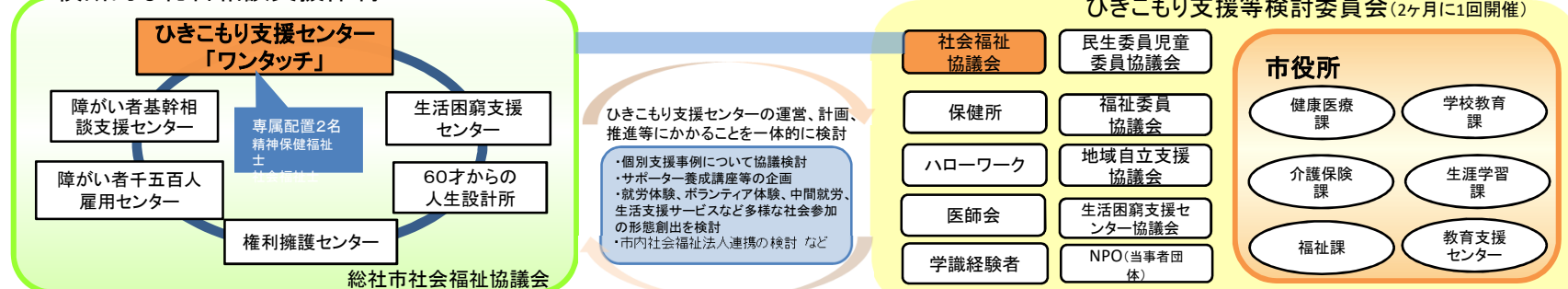
人口：69,052人（平成31年4月末時点）

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

○相談件数（平成30年4月～平成31年3月）

・電話：766件 ・訪問：518件
・来所：855件 ・その他（メール、手紙）：190件

横断的な総合相談支援体制

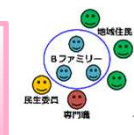


○ひきこもりサポーター養成講座
全5回講座／年
当事者・家族・民生委員・福祉委員・ボランティア・大学生など
○サポーターフォローアップ研修
フリースペース見学や専門家による研修
○サポーター定例ミーティング
活動を共有、あらたな発見等につなげる

○居場所開設
相談支援に関わる事例からイメージした「居場所」を当事者・専門職・サポーターを交え企画実施
空き屋を活用し「居場所」設置

○家族会「ほっとタッチの会」設立
当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図る。「居場所」を活用し、毎月1回活動している。

○地域との協働支援事例
・民生委員から、家族（3人）が、ひきこもり状態で近所づきあいがなく庭木が伸びて近所が困っている、挨拶しても返事がないとセンターに相談
・地域包括支援センター、民生委員と繰り返し訪問し、地域住民との関係ができ、庭木の剪定ができた。



作成：厚生労働省

③地域共生社会の実現に 向けた検討状況

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

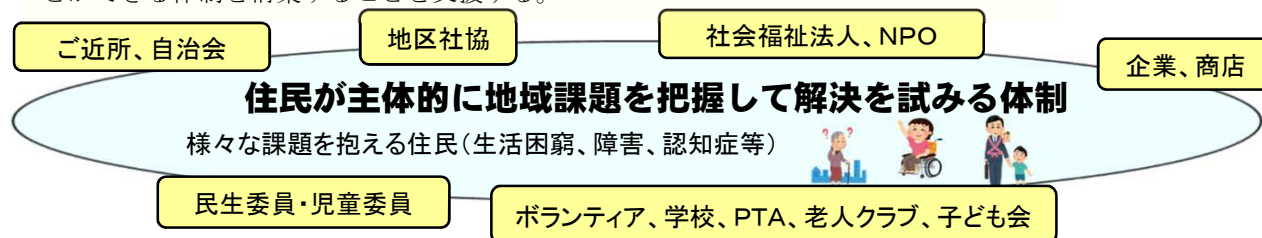
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

実施自治体数：令和元年度 208自治体
平成30年度 151自治体
平成29年度 85自治体

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

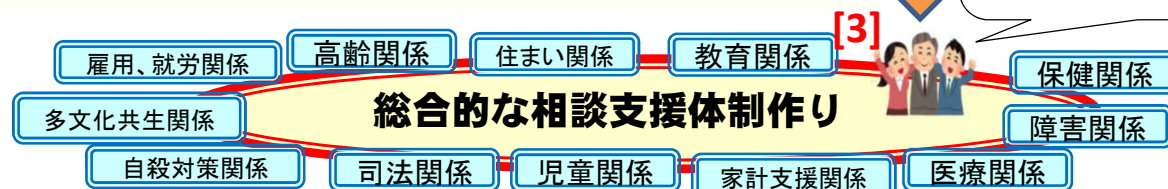
- [1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備（他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ）
- [2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

ニッポン一億総活躍プラン （H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

住民に身近な圏域

市町村域等

地域共生社会の実現に向けた今後の方向性

令和元年5月16日
第1回 地域共生社会に向けた包括的
支援と多様な参加・協働の推進に関す
る検討会 資料

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生やまちづくり関係の施策との連携を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NP0法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NP0法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
・ 断らない相談支援 ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援） ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

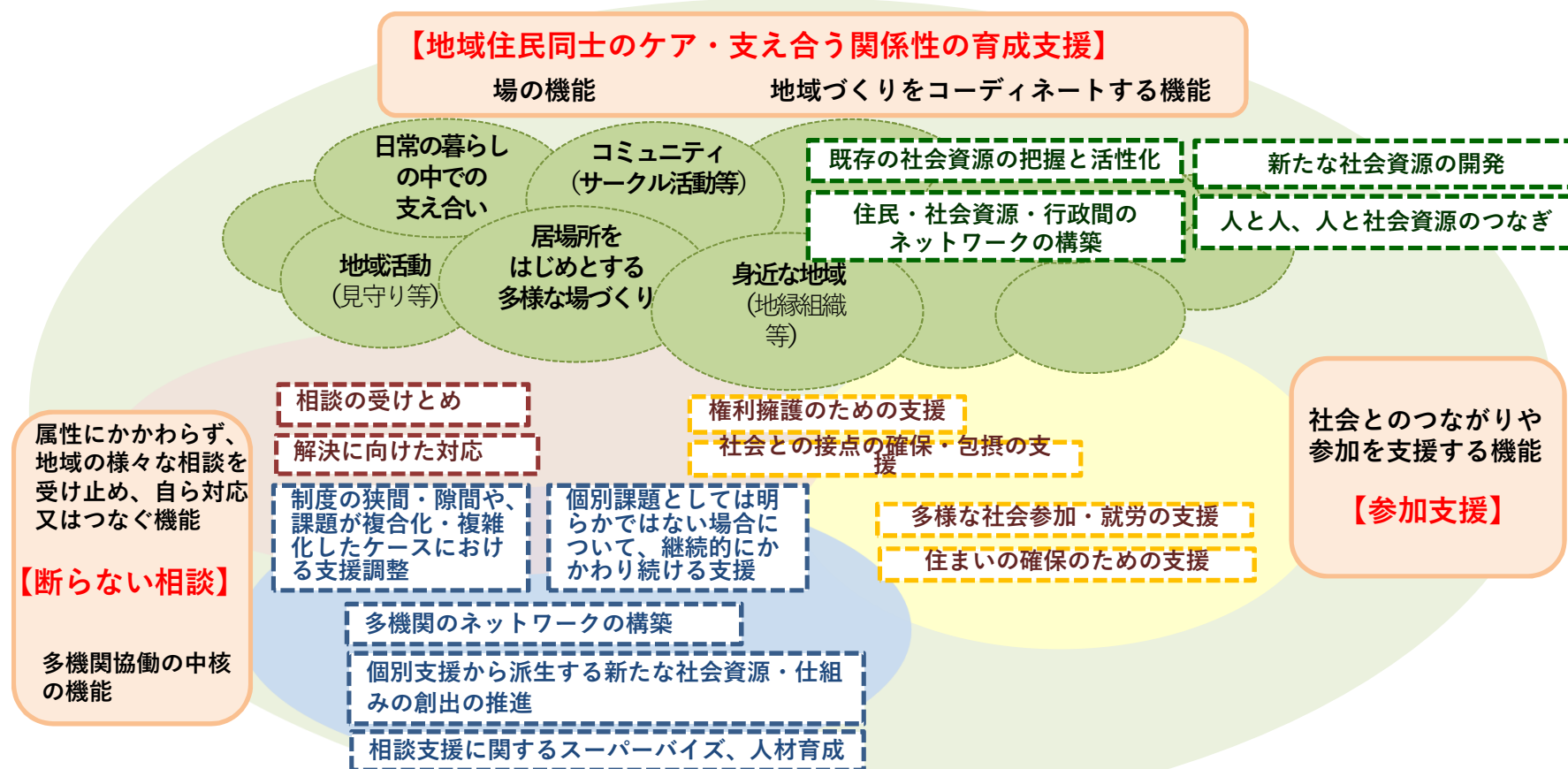
3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
資料（一部改変）

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
- －社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - －地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。



3.令和2年度概算要求

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度概算要求)

- 2019年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、2020年度予算概算要求において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

- 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等
 - ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進
 - ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

R 2 年度概算要求額 524.5億円
(R 元年度予算額 438.2億円)

対応

- ① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進
 - 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業)の創設
 - ② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化)
 - ア. 自立相談支援の機能強化
 - ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化
 - イ. 就労支援の機能強化
 - ・ 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング事業の創設(都道府県事業)
 - ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正)) (事項要求)
 - ・ 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング)の創設(国事業)
 - ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進
 - ・ 実施会場の設置促進、高校生世代支援の充実
- ※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う(事項要求)。また、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

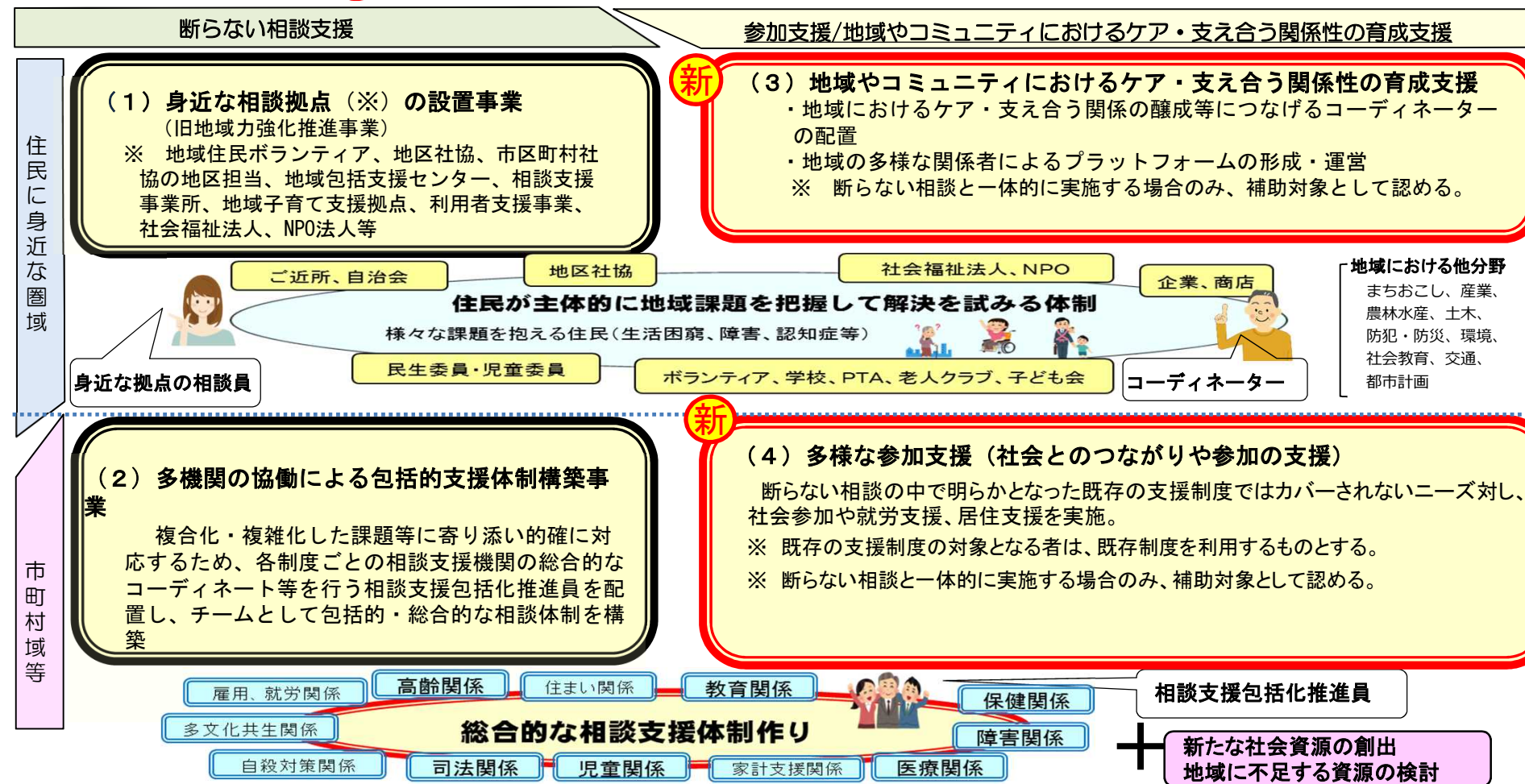
実施主体：市町村（200→250か所）

拡充

令和2年度概算要求額 58億円（250自治体）

令和元年度予算 28億円（200自治体）

平成30年度予算 26億円（150自治体）



新

(5) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・相談受付表等の様式の作成、支援マニュアル等の作成及びこれらの検討に必要な経費
- ・断らない相談や地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援、参加支援のニーズ把握に必要な経費

(参考資料)

(目次)

〔本資料の参考〕

○1. 生活困窮者自立支援制度

①任意事業実施促進・・・3

○2. 昨今の新たな政策課題

②ひきこもり状態にある者への具体的な支援への依頼・・・9

③地域共生社会の実現に向けた検討状況・・・18

○3. 令和2年度概算要求の概要・・・33

〔その他の資料〕

○生活困窮者自立支援法の各事業の委託について・・・47

○地域居住支援事業における居住支援法人等との連携について・・・50

○教育・福祉の連携・協力推進協議会事例集・・・56

○「公営住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について・・・66

○プレミアム商品券の申請・・・67

1. 生活困窮者自立支援制度

①任意事業実施促進 (参考資料)

KPIの見直しと平成31年度の目安値について

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。)を踏まえ、2018年度までKPI(主要評価指標)を策定している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に、施行後3箇年の実績等を踏まえ、現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに2021年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、平成31年度の目安値を以下のとおり設定する。

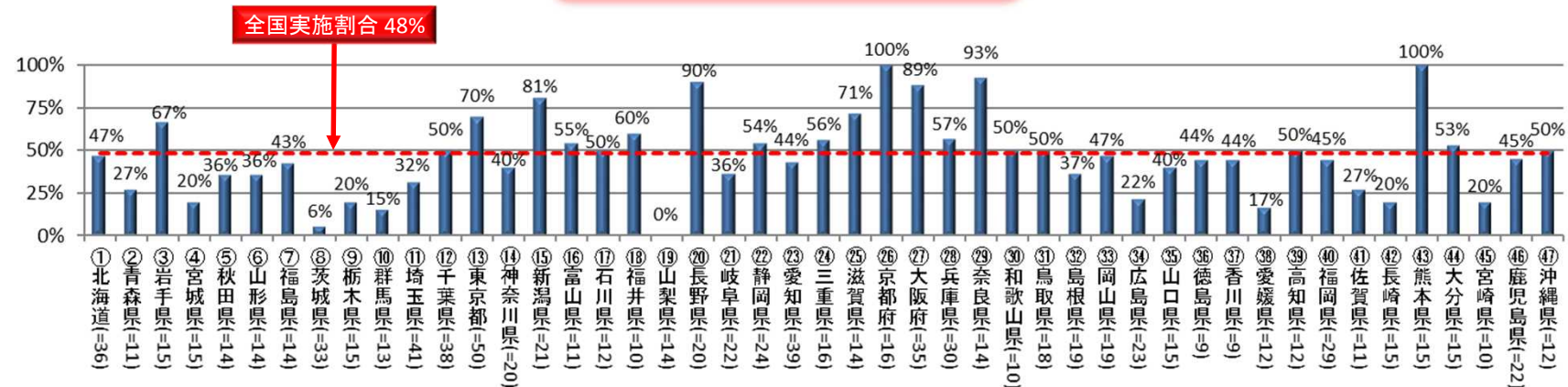
現 K P I (～2018年度)	
項目	K P I (2018年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%
ステップアップ率	90%

次期 K P I (2019年度～2021年度)		
項目	2019年度 目安値	K P I (2021年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体について は人口規模別に設定
	2万人未満	
	2万人以上～3万人未満	
	3万人以上～4万人未満	
	4万人以上～5万人未満	
	5万人以上～6万人未満	
	6万人以上～7万人未満	
	7万人以上～8万人未満	
	8万人以上～9万人未満	
	9万人以上～10万人未満	
	10万人以上(※人口10万人あたり)	
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%	75%
プラン作成者のうち、自立に 向けての改善が見られた者の割合	85%	90%

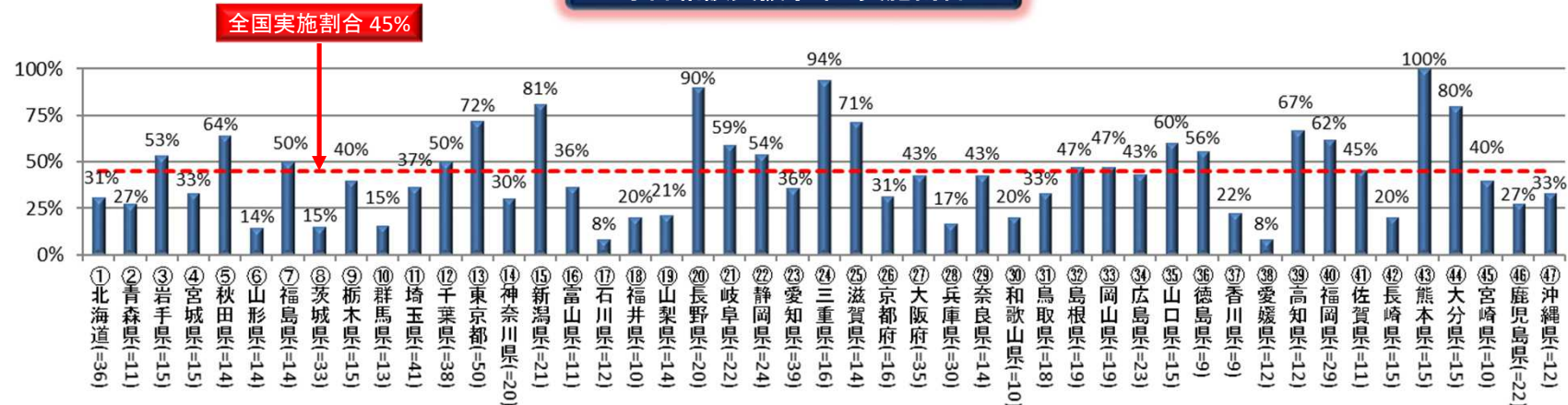
任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)①

(n=902)

就労準備支援事業 実施割合



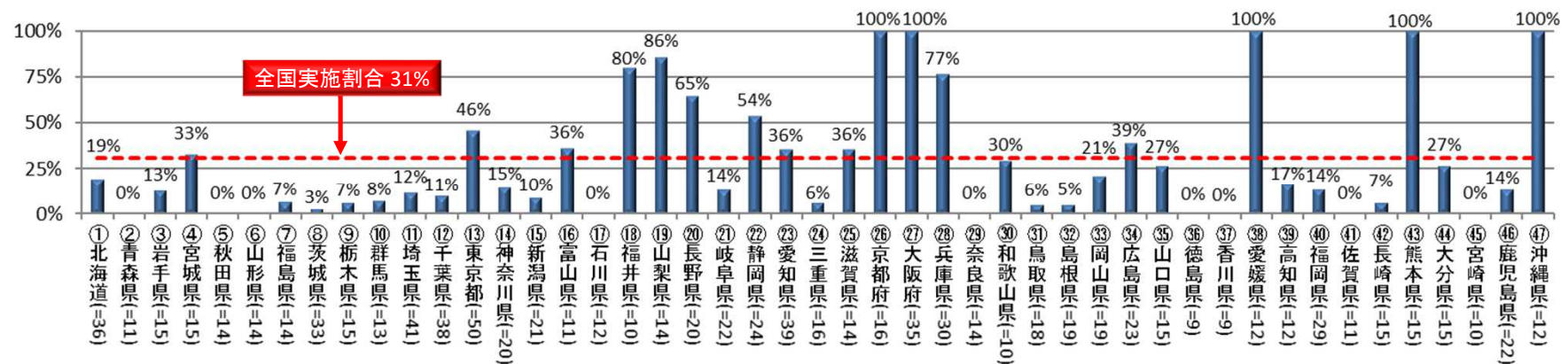
家計相談支援事業 実施割合



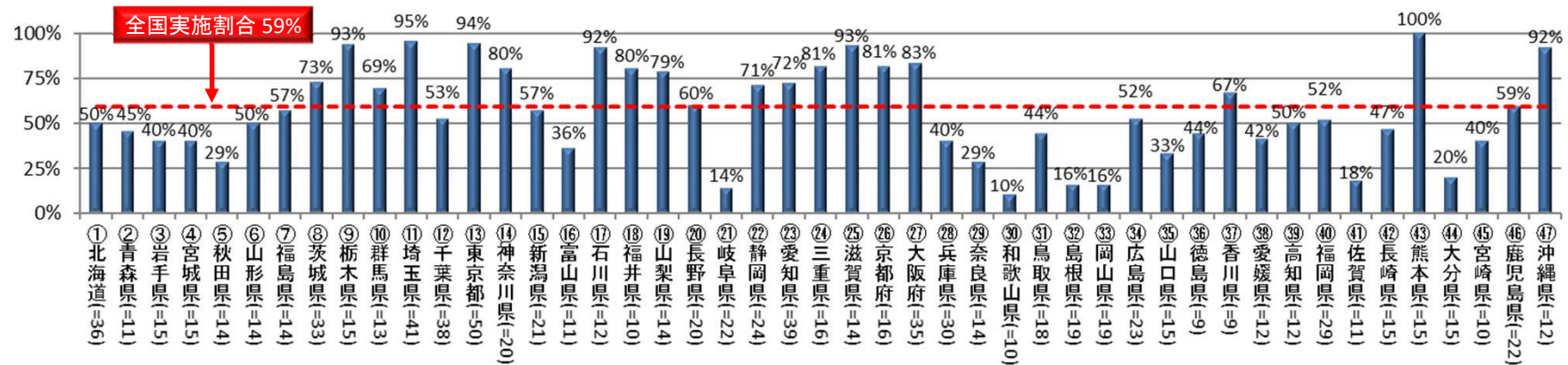
任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)②

(n=902)

一時生活支援事業 実施割合



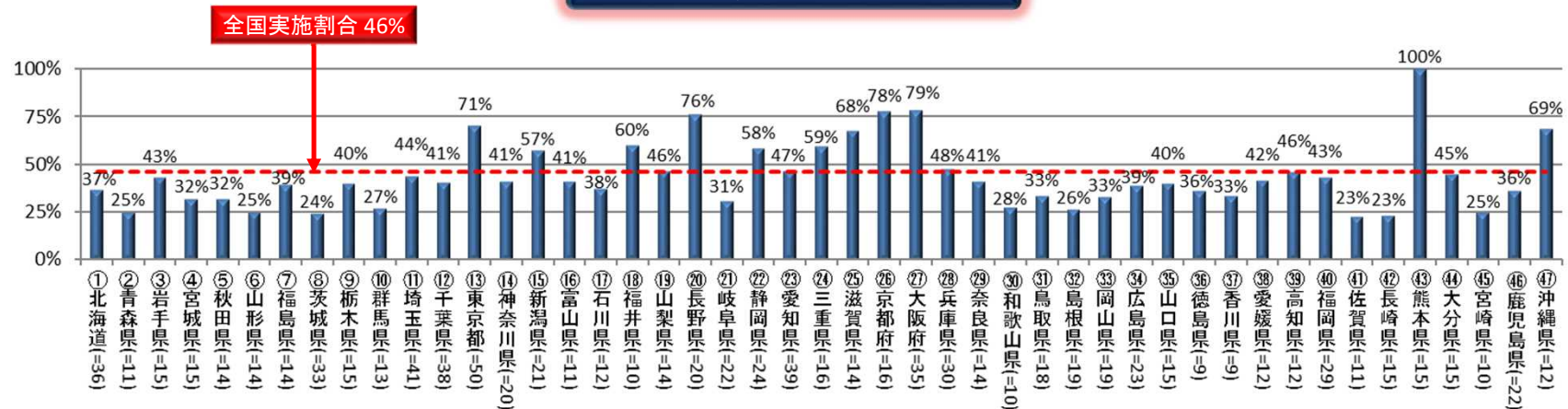
子どもの学習支援事業 実施割合



任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)③

(n=902)

4事業実施割合の平均



2. 昨今の新たな政策課題

**②ひきこもり状態にある者への具体的な支援への依頼
(参考資料)**

骨太の方針（就職氷河期世代支援プログラム）（令和元年 6 月21日）

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

（令和元年 6 月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

（3）所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

(施策の方向性)

(i) 相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

地方自治体の無料職業紹介事業を活用したきめ細かなマッチングの仕組みを横展開する。

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等をつづけながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。

各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化する。

採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例を横展開する。

○民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる。

(ii) 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

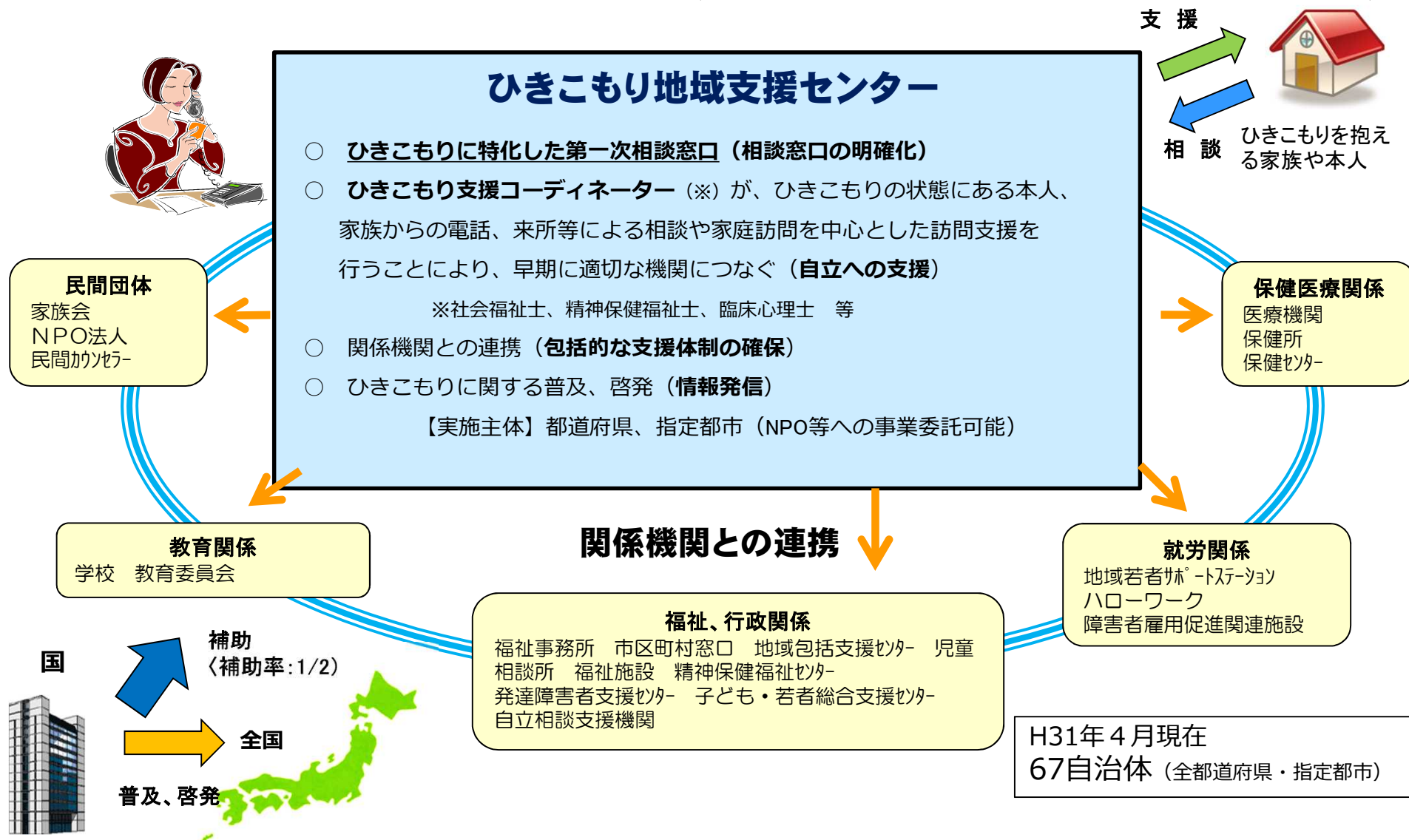
以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていく。速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

平成31年度予算額：ひきこもり対策推進事業 5.3億円
（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金436億円の内数）



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業 平成25年度～ (30年度より拡充)

市町村

ひきこもりサポート事業

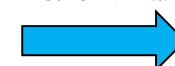
- 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信
- 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり
- ひきこもりサポーター派遣

地 域



ひきこもりの状態にある本人、家族

情報発信
訪問支援



相 談

研修修了者名簿の提供



都道府県・市町村

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

【目的】

ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図る。

ひきこもり支援従事者養成研修

【研修対象者】

ひきこもり支援を担当する市町村職員
ひきこもり支援関係機関の従事者 など

【研修内容】

ひきこもり支援に必要な知識・技術等

ひきこもりサポーター養成研修

【研修対象者】

ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者
※資格等の要件はない

【研修内容】

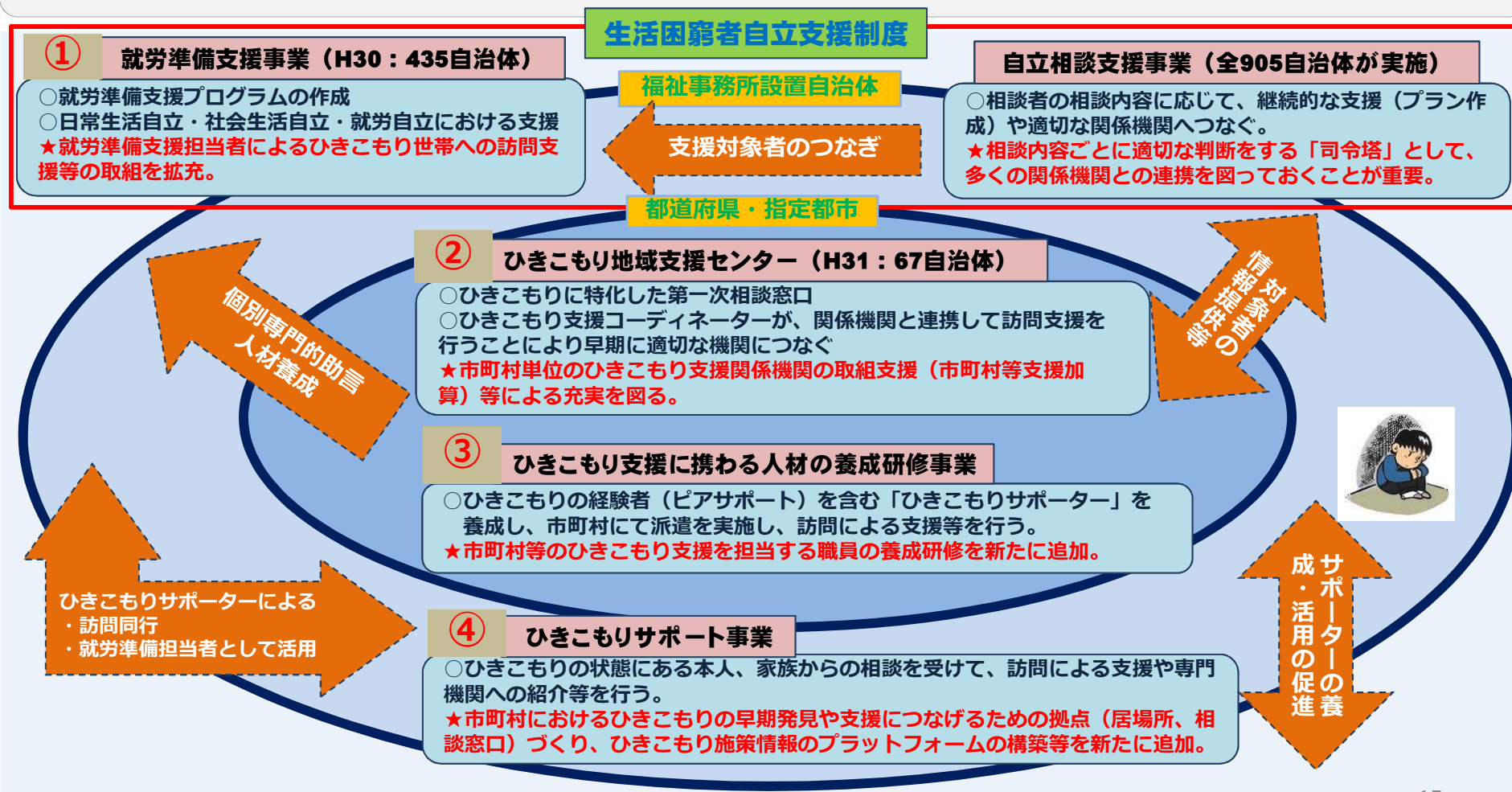
ひきこもりに関する基本的な知識に関すること
(ひきこもりの概要（状態像等）、支援方法、支援を行う上での留意点等)



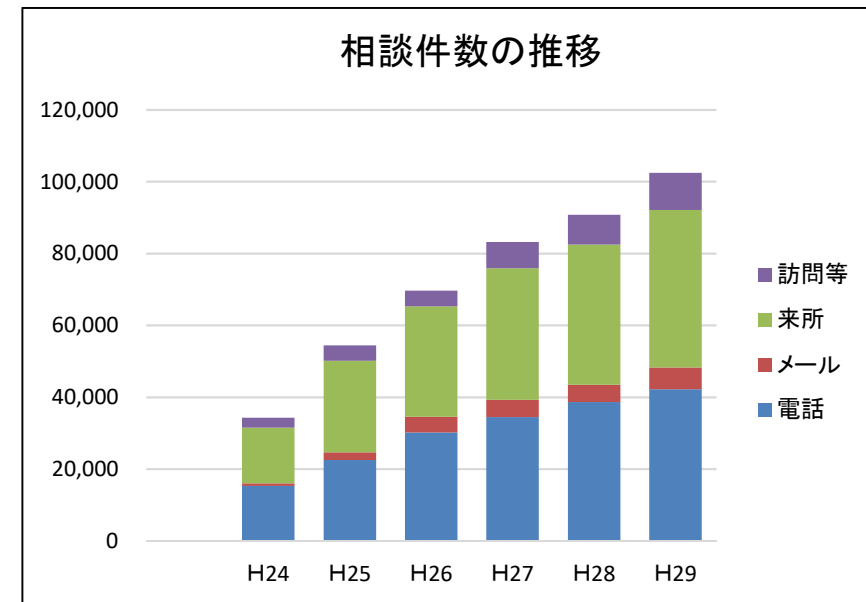
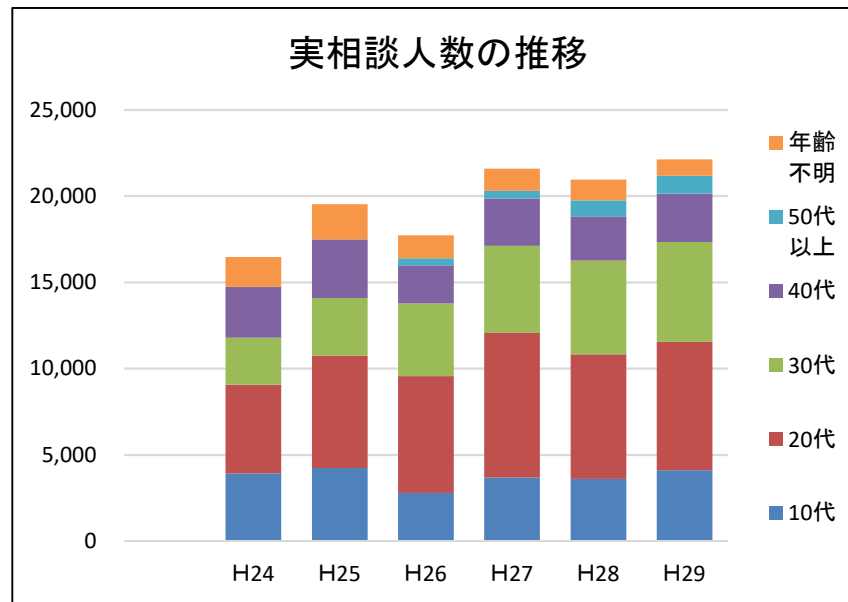
市町村でのひきこもり支援の強化の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業の強化】

- ◇ 福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



ひきこもり地域支援センターにおける実相談人数及び相談件数の推移（平成24～29年度）

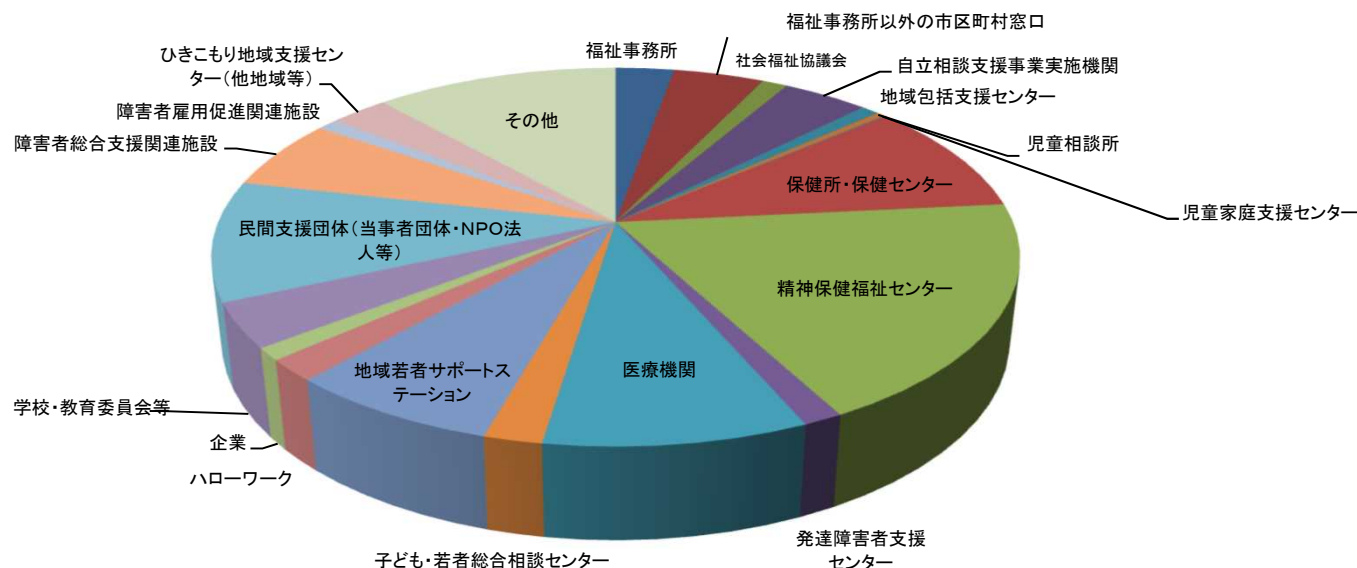


年代 年度	10代	20代	30代	40代	50代 以上 (※)	年齢 不明	合計
H24	3,906	5,156	2,724	2,952	-	1,728	16,466
H25	4,228	6,516	3,341	3,405	-	2,037	19,527
H26	2,787	6,778	4,200	2,212	419	1,328	17,724
H27	3,667	8,397	5,053	2,744	435	1,282	21,578
H28	3,597	7,219	5,440	2,564	919	1,212	20,951
H29	4,091	7,454	5,788	2,806	1,037	942	22,118

相談方法 年度	電話	メール	来所	訪問等	合計
H24	15,327	701	15,479	2,805	34,312
H25	22,526	2,124	25,508	4,312	54,470
H26	30,177	4,378	30,759	4,387	69,701
H27	34,482	4,783	36,625	7,321	83,211
H28	38,620	4,875	38,965	8,334	90,794
H29	42,245	5,997	43,839	10,331	102,412

※H24,H25については、調査上、「40代以上」としているため、50代以上については「-」としている。

平成29年度 ひきこもり地域支援センターが関係機関へつないだ件数（詳細版）



関係 機関 年度	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭支援センター	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設	障害者雇用促進関連施設	他のひきこもり地域支援センター	その他	総計
29年度	228	355	98	335	71	32	6	788	1,531	110	728	161	593	150	85	310	838	492	82	226	950	8,169
率	2.8%	4.3%	1.2%	4.1%	0.9%	0.4%	0.1%	9.6%	18.7%	1.3%	8.9%	2.0%	7.3%	1.8%	1.0%	3.8%	10.3%	6.0%	1.0%	2.8%	11.6%	

※…根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理。

障害者総合支援法: 就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等

障害者雇用促進法: 障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

その他機関の例…ジョブカフェ、訪問看護、法テラス、こころの電話相談、家族会、保護司、難病相談センター、公民館講座、民間カウンセリング機関、警察署、自動車教習所、まちの保健室、寺院、民生委員、ボランティア、大学、司法関係機関、等 ※順不同

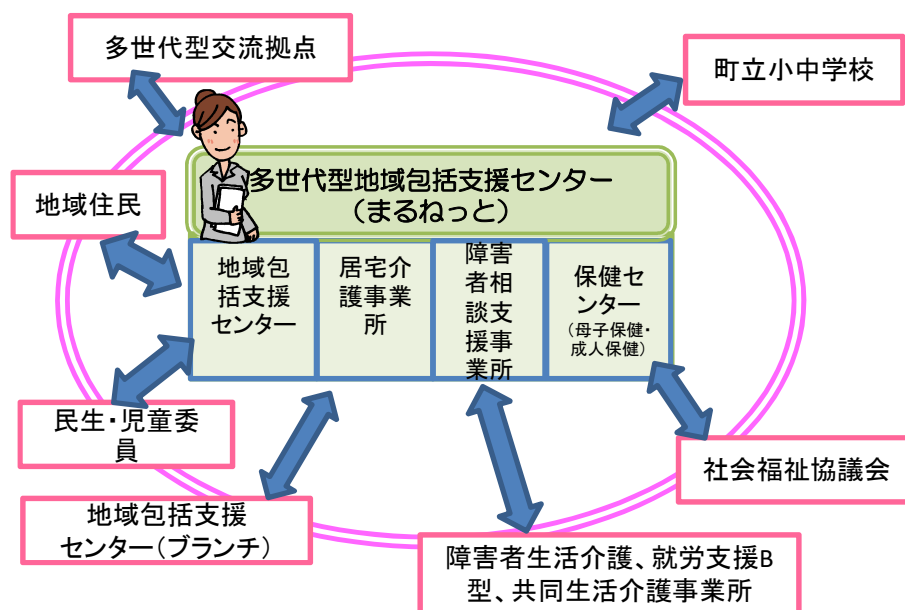
③地域共生社会の実現に向けた検討状況 (参考資料)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行

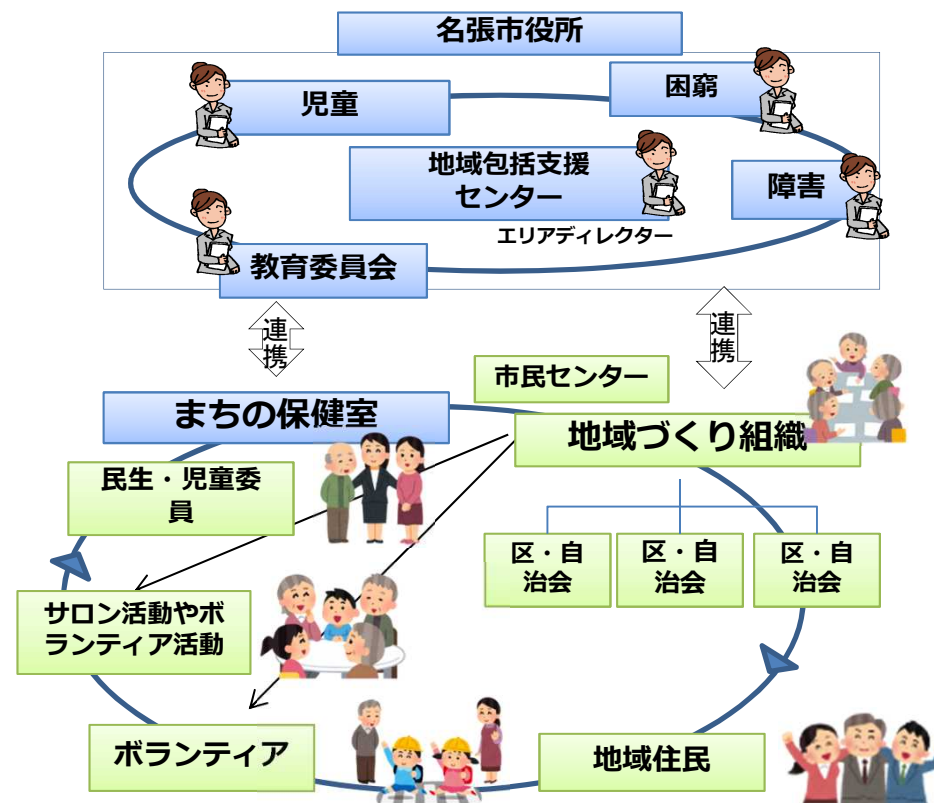
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日
第1回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 配付資料
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

＜現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題＞

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
- 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
- 中途採用の拡大
- 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充

○ 地域共生・地域の支え合い

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※今夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※今夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

＜引き続き取り組む政策課題＞

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

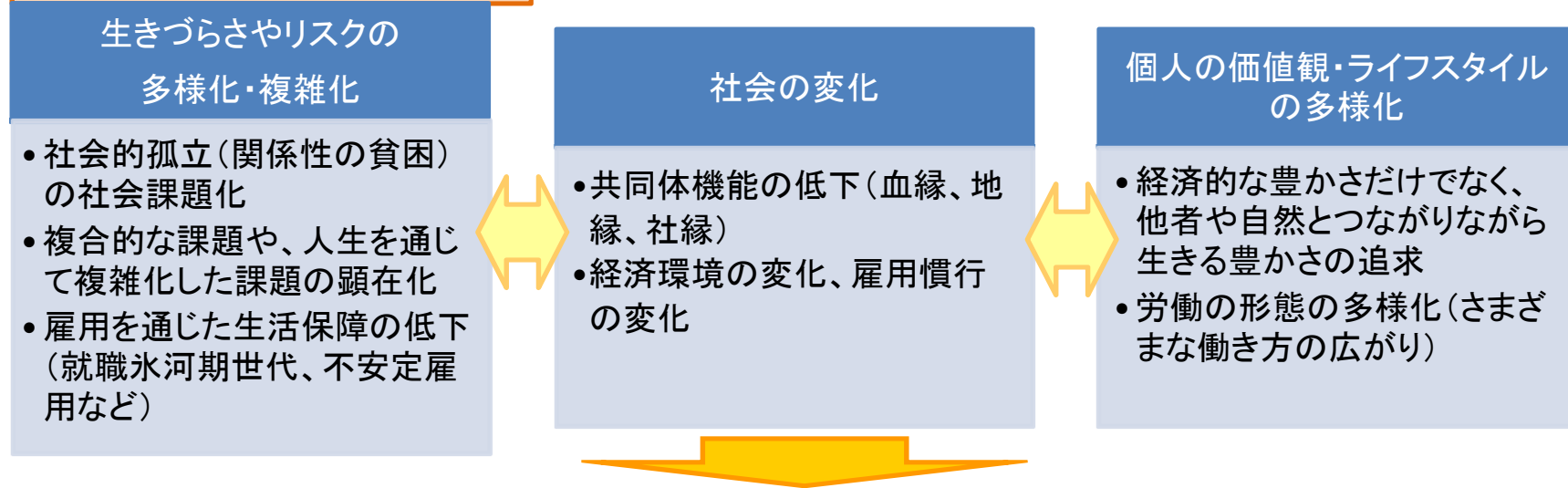
個人を取り巻く環境の変化と今後強化すべき機能 (新たな福祉政策のアプローチ①)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

これまでの社会福祉政策の枠組みと課題

- 日本の社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的として現金・現物給付を行うという、基本的なアプローチの下で、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展がみられ、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保が進展した。
- 一方で、専門性は高まったものの、対象者別の仕組みとなり、8050問題のような複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されている。

個人を取り巻く環境の変化



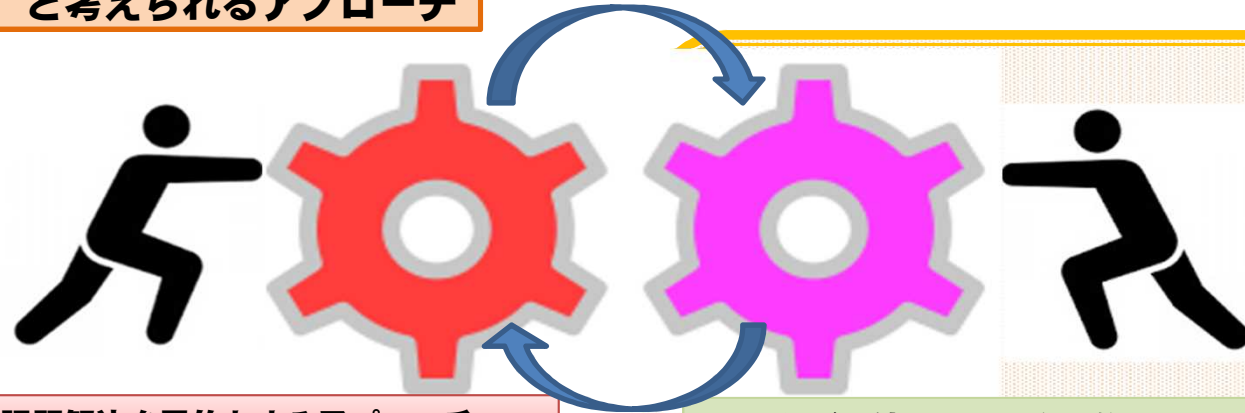
- 元来、個人の人生は多様かつ複雑であるが、近年、その多様化・複雑化が一層進んでいると言えるのではないか。
- 典型的なリスクに対応する従来の枠組みの延長・拡充のみでは対応に限界があるのではないか。
- 一人ひとりが、課題を抱えながらも、自律的(※)な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められるのではないか。

(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

対人支援において今後求められるアプローチ (新たな福祉政策のアプローチ②)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目的とするアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目的とする
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視した制度設計
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目的とするアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目的とする
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視した制度設計
- 生きづらさの背景が明らかなでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要なのではないか。

伴走支援と多様なケア・支え合う関係性の充実によるセーフティネットの構築 (新たな福祉政策のアプローチ③)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

伴走支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民同士のケア・支え合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域住民のケア・支え合う関係性が生まれる
 - ー専門職による伴走支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらの関係性が重なり合い、そして関係性同士が繋がっていくことで、地域におけるセーフティネットが充実していくのではないか。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要ではないか。

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38. 5% 都道府県 19. 25% 市町村 19. 25% 一号保険料 23%	×	1, 741市町村	5, 079力所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1／2以内 都道府県 1／4以内 市町村1／4	×	650市町村	719力所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1, 741市町村	—
子ども (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1／3 都道府県 1／3 市町村 1／3	×	415市町村	720力所 (平成30年度交付決定力所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3／4 実施主体 1／4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1, 324機関 (平成30年4月時点)

財政支援に関する考え方

- ◆相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性(制度)ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

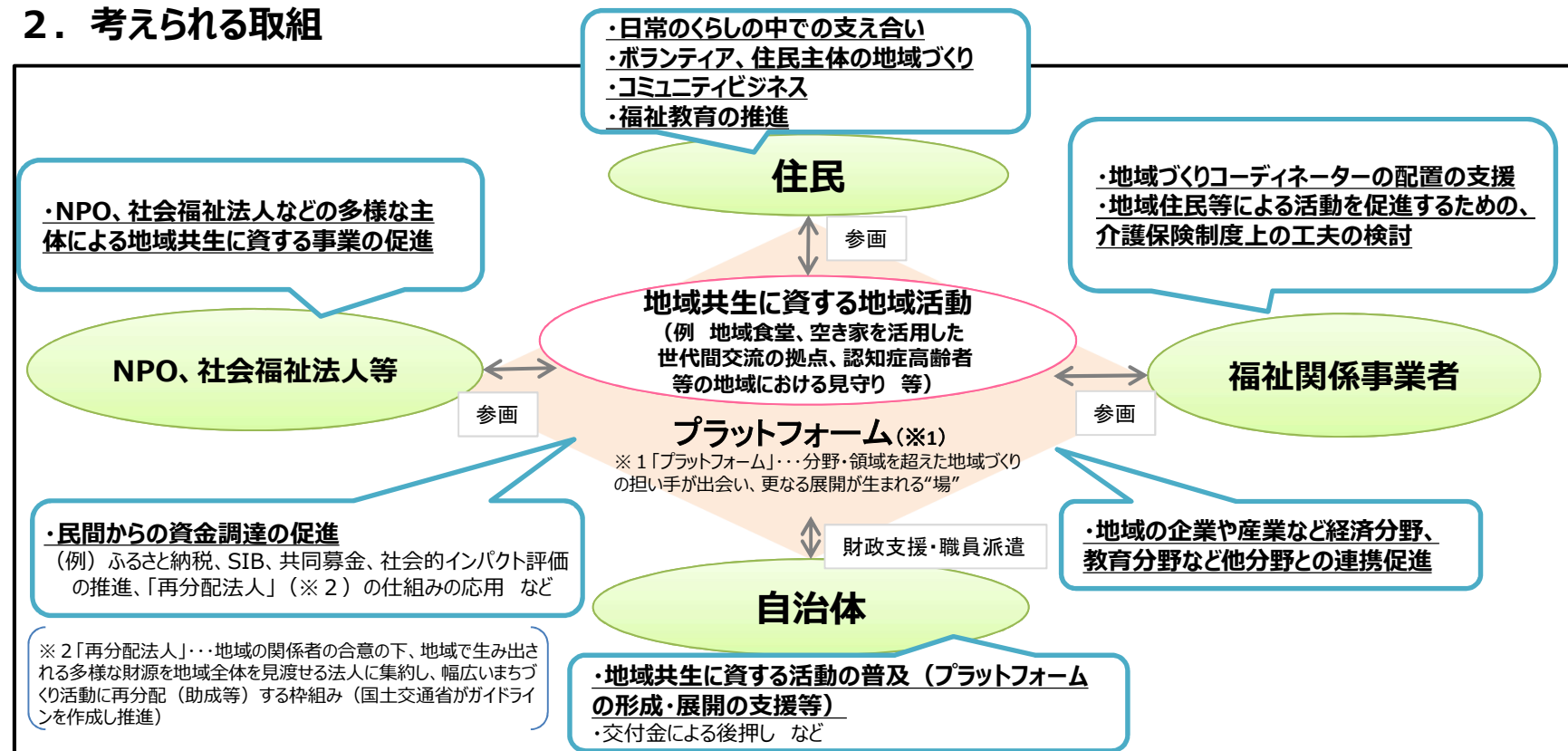
地域共生に資する取組の促進 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年5月29日
「第2回2040年を展望した社会
保障・働き方改革本部」配付資
料
(一部改変)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



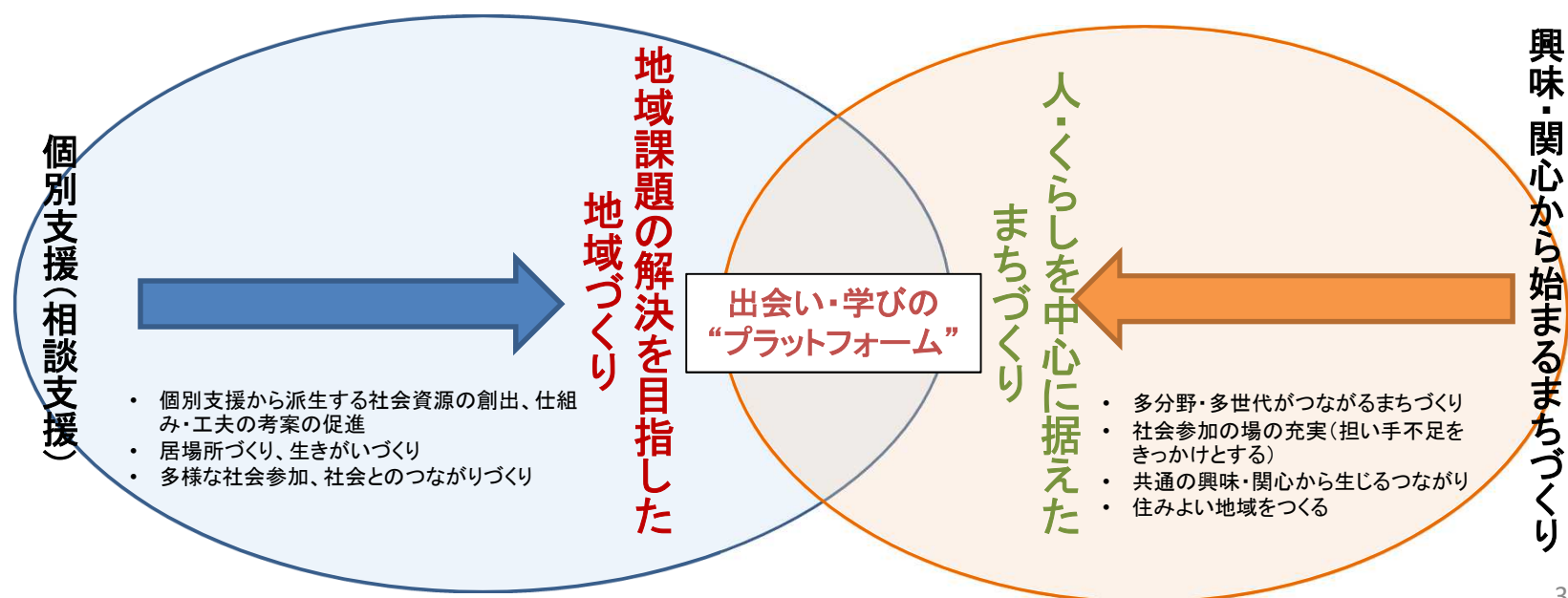
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)」

(経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針))(令和元年6月21日 閣議決定)

⑤ 共助・共生社会づくり

(共生社会づくり)

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

(まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定))

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(3) 地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。
- ・「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。

3.令和2年度概算要求 (参考資料)

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 50箇所程度

事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

ア 自立相談支援の機能強化（アウトリーチ等の充実）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援事業において、アウトリーチ支援員（仮称）を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、多機関と連携したアウトリーチを実施。
 - 1) 地域支援協議会の運営や、地域の関係機関（ひきこもり地域支援センター地域包括やサポステの他、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、地域自殺対策推進センター、地域の経済団体、ひきこもり支援団体、家族会等）との情報共有の強化や同行相談の実施等を行い、支援の必要な者との繋がりを確保する。
 - 2) 支援につながった者に対して、信頼関係の構築から就労支援（定着支援までを含む。）までの集中的支援を実施する。等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

イ 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】 自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 各都道府県において、企業開拓員（仮称）を配置。
- 企業開拓員は、県内企業へ働きかけ、就労準備支援事業や認定就労訓練事業としての就労体験や就労訓練受入先を開拓する。
- 特に、長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定な就労を繰り返している者の事情を理解し、積極的に受け入れる方針を示す企業の情報を重点的に集める。
- 集約した企業情報を管内市町村へ提供。希望に応じて企業とのマッチングも対応する。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できるよう検討。

イ 就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化モデル事業の実施)

就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化)

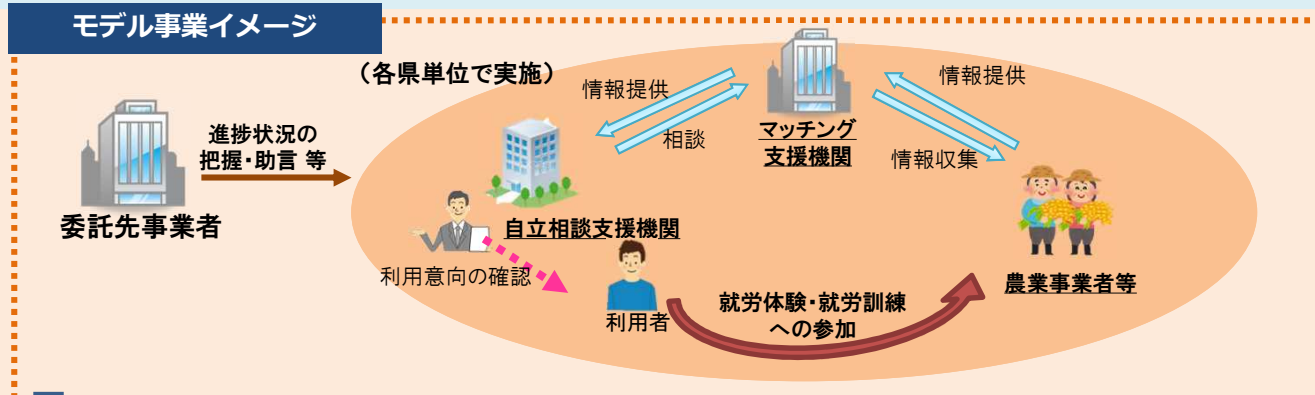
- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

事業内容

- ・ 委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（５ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・ 委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

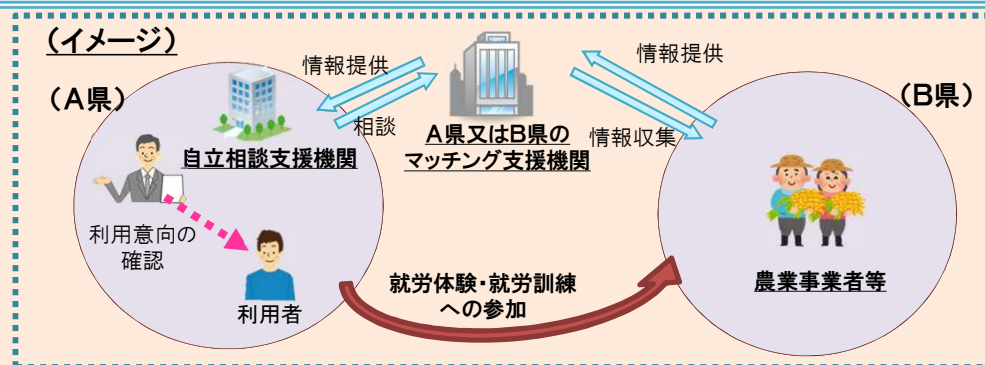
※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

(イメージ)



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

ウ 子どもの学習・生活支援事業の推進

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

○学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）

- ・子どもが行きたがらないから ……34.1%
- ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） ……31.6%
- ・事業があることを知らなかったから ……18.7%
- ・対象の学年・年齢ではないから ……14.6%
- ・近くにそのような事業がないから ……11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



エ 子どもの学習・生活支援事業における高校生世代支援の充実

高校生世代支援の実施状況

- 平成29年12月によてめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、高校生世代や10代の若年層に対する支援が不足しているとの指摘。
- このため、平成30年度予算において、高校生世代に対して、高校の授業のフォローアップだけでなく、学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行うための加算措置を創設。
- 平成30年度時点において、事業実施自治体の約4割が高校生世代への支援を実施。
- 一方、高校生世代への学習支援においては、小中学生への支援に比べ、学習レベルが高いことや専門的分野の指導が必要となる場合があり、充実した支援が不足しているといった課題がある。

実施自治体数の状況

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業実施自治体	301(33%)	417(46%)	506(56%)	536(59%)
うち高校生世代支援実施※		157(38%)	172(34%)	205(38%)

地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ。()書きは実施率。

※29年度までは高校中退防止のための支援として実施

生活困窮世帯等の子どもへの支援における指摘

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書抜粋（H29.12.15）
「学習支援のみの問題ではないが、高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。」
- 次期大綱の方向性に関する構成員事前意見等（R元.5.13子どもの貧困対策に関する有識者会議資料抜粋）
居場所プラスワンの取組、将来の夢や希望が広がる取組をセットで行えるような具体的な例示をするとういのはいいのではないか。

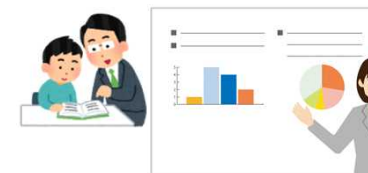
高校生世代への支援における自治体の要望等

- 高校生世代支援における課題
 - ・ 部活やアルバイト等による参加率の低さ ……53.5%
 - ・ 学習レベルが高度又は専門化による指導困難 ……61.1%
 - 高校生世代に対する学習支援充実の要望
 - ・ 外部講師の招聘による授業実施 ……33.2%
 - ・ 模擬試験等への参加 ……29.1%
 - ・ 外部講習（夏季講習等）への参加 ……28.0%
 - その他意見
 - ・ 就職の場合は、資格試験や簿記等専門教科の指導が必要
 - ・ 学生ボランティア等が少なくなる夏期講習は有意義
- ※地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ（R元年5月調査）

- このため、高校生世代に対する支援を実施している自治体において、外部講師の活用等を支援対象とすることにより、学習等支援の充実を図る。
- 外部講師の活用は、普段の学習支援や生活支援の補完であり、事業の一環として事業者が主体となって実施する。
- 外部講師・講習については、学習分野に関するもののほか、将来の進路選択につながる講師・講演等も含まれる。

対象経費

- 外部講師の招聘に要する経費
- 外部模試の受験に要する経費 等



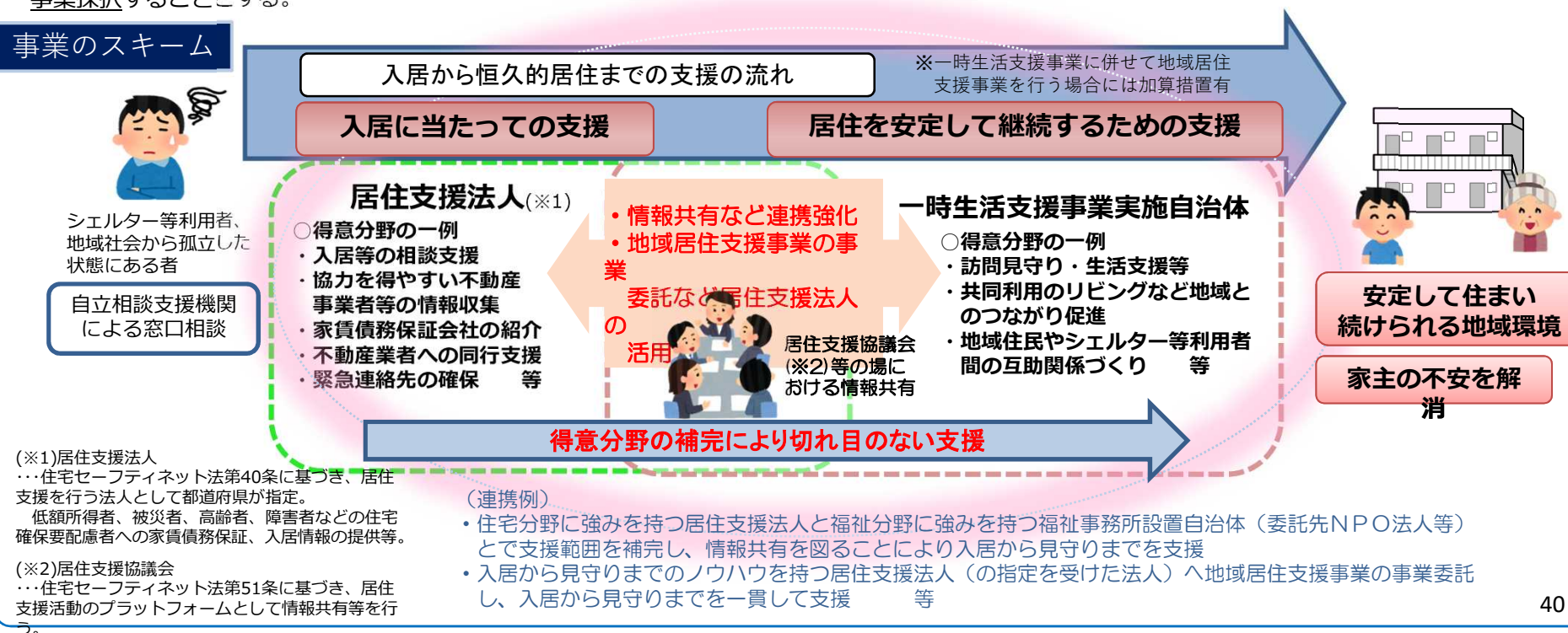
オ 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項要求)

- 生活困窮者自立支援法の改正により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加するなど、居住に係るソフト面での施策を強化。
- 一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。
- 生活困窮者への居住支援を推進するためには、住宅施策と連携していくことが重要であり、厚生労働省における2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめにおいて、住まいの確保の支援として「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方策を検討」とされている。
- このため、地域居住支援事業における居住支援法人の事業参加の促進など、連携施策を推進する。

連携強化の概要

一時生活支援事業のうち、地域居住支援事業において取り組むこととなっている居住に困難を抱える者に対する、入居を後押しする支援、居住を安定して継続するための見守り等支援、互助の関係づくりや居場所の確保を目指す上で必要となる地域への働きかけ等に加えて、居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択することとする。

事業のスキーム



カ 技能修得期間における生活費貸付の推進(生活福祉資金)

◇ 就職氷河期世代対策として、福祉資金※の貸付条件の緩和等を行ったメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための必要な経費に対する貸付を行う。

※ 福祉資金(福祉費)：技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費。

◇ 具体的には、①対象者を、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等(栄養士、調理師、歯科技工士、美容師、電気工事士等、取得に概ね1～2年程度の期間を要する国家資格)の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者(支援プランに本貸付が位置付けられる者)とし、②貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内(従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内)に緩和する。

【新メニューの概要】

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	養成課程修了時点から6月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関

【補助内容】

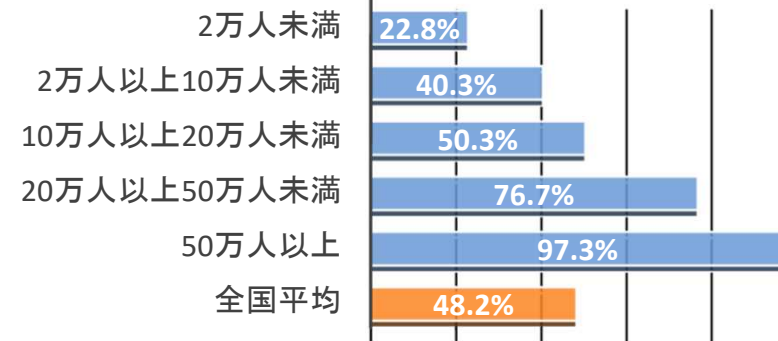
- 貸付原資の積み増し
- 事務費
- システム改修費

就労準備支援事業と家計改善支援事業の人口規模別実施率

就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施率については、**人口規模の小さい自治体ほど低い傾向がある**とともに、その要因として、社会保障審議会の部会において、「**地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。**」との指摘があった。

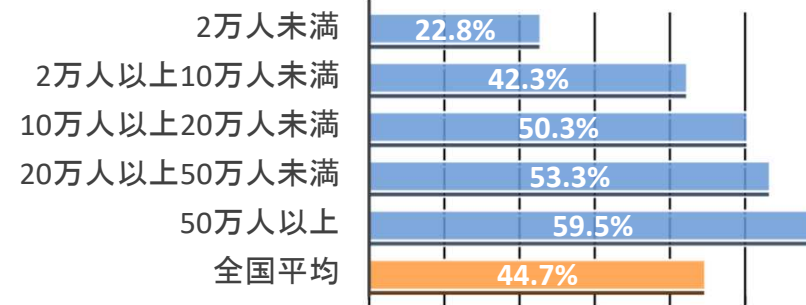
就労準備支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	519	209	40.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	120	92	76.7%
50万人以上	37	36	97.3%
合計	902	435	48.2%



家計改善支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	518	219	42.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	121	64	53.3%
50万人以上	37	22	59.5%
合計	902	403	44.7%



出典：平成30年度事業実施状況調査

就労準備支援事業等の広域実施の取組事例

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等4市	就労準備支援事業	○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。)
市主体	富士市等7市	一時生活支援事業	○ホームレス等の支援でNPO法人POPOLOを利用していた7市で協定を結び、「ベッド単位での契約による費用分担」の手法で各市が法人と委託契約を結ぶ形式をとっている。 ○富士市は、3.5ベッド(7名)の負担割合で委託。 ○常勤3名、非常勤2名の職員体制。設置型シェルター1箇所、借り上げシェルター(民間アパート)3室を用意している。
京都府主体	京都府内8市10町村	就労準備支援事業	○3地域で区域分けし、それぞれ地元の社会福祉法人やNPO法人と契約。 ○契約手続きは、府がプロポーザル方式で一括処理。 ○費用は、人口等を勘案して按分(参加自治体で按分(均等割10%、人口割45%、被保護者割45%))
大阪府主体	大阪府内9市9町村	自立相談支援事業 就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業	○社会資源の開発等をより効率的・効果的に行うことを目的として、大阪府が管内自治体に働きかけ、複数の自治体で共同実施。 ○大阪府が委託先と契約締結。費用は、稼働年齢層人口等で按分。(基本負担額+稼働年齢層人口割負担額(基本3:人口1))。
愛媛県主体	愛媛県内11市9町	一時生活支援事業	○愛媛県内ではホームレス等がいる自治体やホームレス数が限られており、県が広域的に実施した方が効率が良いと判断。 ○会議等を通じて市に打診し、愛媛県知事と各市長との協定を締結して実施。 ○プロポーザル方式により、委託運営している。
熊本県主体 ※ 参加自治体は、平成30年度時点	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業)	就労準備支援事業 家計改善支援事業 一時生活支援事業 学習生活支援事業	○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と10市で共同実施。 ○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
また、同法に基づく就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施するために配置される支援員は、就労準備及び家計に関する課題につき、利用者の状態に応じて適切な支援を提供することが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、国において一貫性のある養成を図ることが必要であり、各支援員の配置にあたっては養成研修の受講を要件としていることから、全国において一定水準以上の支援技術を兼ね備えた支援員を計画的に養成するため、国で実施する研修事業の実施経費を計上するもの。
- なお、原則として令和2年度から都道府県へ研修の実施主体を移行させることを見据えているが、各都道府県単位で現行と同水準の養成研修を実施可能とするためには一定期間の経過的な支援がなお必要であり、そのため、国の養成研修も引き続き実施する。
- また、困難ケースに迅速に対応できるよう、新たにテーマ別研修を設定する。令和2年度は、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和2年度予算概算要求(社会参加実現に向けたプログラム関係)

参考

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算概算要求において、以下の事業を盛り込んでいる。

計524.5億円の内数(★) + 2.4億円

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化(14百万円)

施策や相談窓口の案内に加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)の周知を行う。

より身近な場所での相談支援の実施

1 自立相談のアウトリーチ機能の強化(★)

自立相談支援事業の窓口アウトリーチ支援員(仮称)を配置し、多機関と連携したアウトリーチ支援を実施する。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化(★)

- ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置する。
- チームの意見を踏まえ、管内市町村を巡回するセンター職員が自立相談支援機関への専門的アドバイスや当事者への直接支援を行う。
また、チームは、必要に応じて、市町村の自立相談支援機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修(1.2億円)

自立相談支援機関の支援員向けに支援手法等に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進(★)

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考として、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援の機能強化(★+1.0億円)

都道府県への企業開拓員(仮称)の配置による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。
また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実(★)

中高年の者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

- ①中高年の者が参加しやすいような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催

地域共生社会の実現(★)

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

※ 上記の他、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。(524.5億円の内数)

(その他の参考資料)

生活困窮者自立支援法の 各事業の委託について

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書（平成29年12月15日）において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である**」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示すべき**である」こと
- また、改正生活困窮者自立支援法の参・附帯決議（平成30年5月31日）においても、以下が盛り込まれた。
「生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、**価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底**すること」
- 報告書・附帯決議の内容も踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」（平成30年10月1日社援発1001第1号）により、以下のとおり委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知。

委託先の選定に当たっての留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点**にも留意すること
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点**も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

平成30年10月1日生活困窮者自立支援制度における自治体事務 マニュアルの改訂について(抄)

第2 総論

3 事業の実施

(2)事業委託の方法

ウ 委託先の選定に当たっての留意点

事業の委託のあり方について、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべきである。

とされている。

これを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおり示すので、

今後の法に基づく事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切でないこと

地域居住支援事業における 居住支援法人等との連携について



【生活困窮者】生活困窮者地域居住支援事業

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより居住支援を強化。

対象者

- シェルター等を退所した者
- 社会的孤立状態にある低所得者等
- ・ シェルター等を利用していた者
- ・ 地域で単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある者

実施自治体

- 福祉事務所設置自治体

支援内容

- ① 居住を安定して継続するための支援
 - ・ 訪問等による居宅における見守り支援
 - ・ 地域とのつながり促進支援 等
- ② 入居に当たっての支援
 - ・ 不動産業者等への同行支援 等
- ③ 環境整備
 - ・ 保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
 - ・ 民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集

一時的居住のフェーズ

《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者緊急一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等と同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。

→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

（支援終了後を見据えた）支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・ 保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・ 民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・ 緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・ 家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・ 緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- **居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。**

社会福祉協議会
社会福祉法人
NPO等

新たな住宅セーフティネット制度の概要

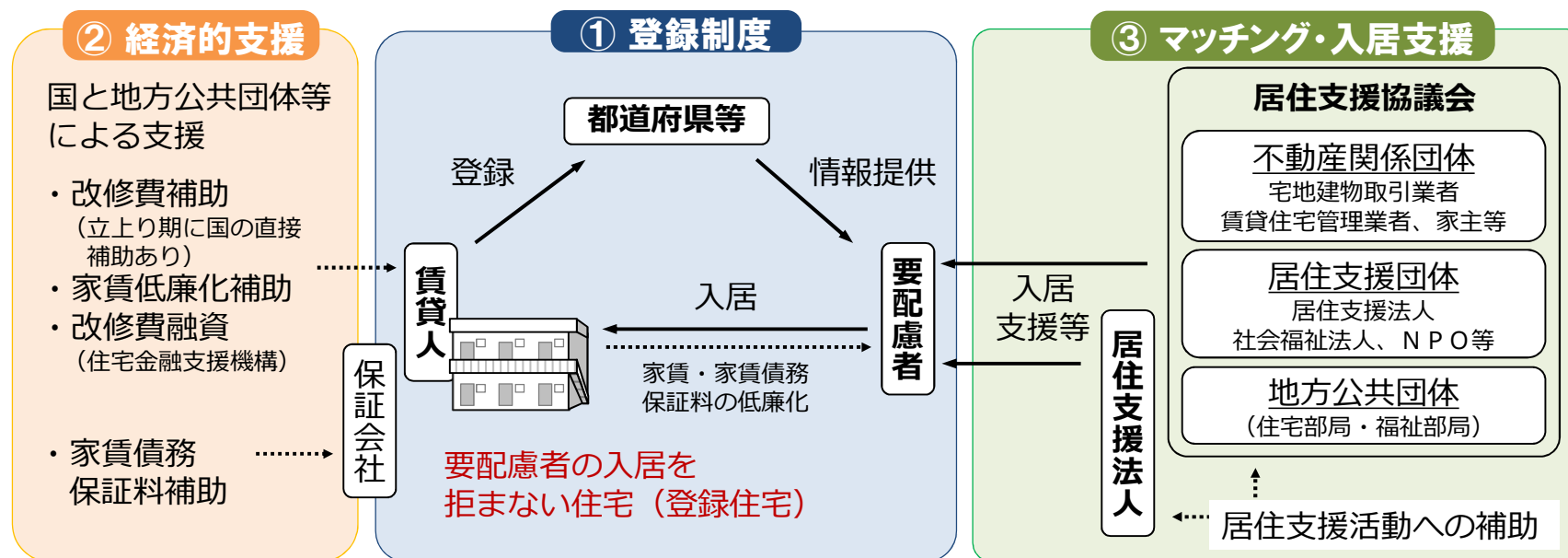
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

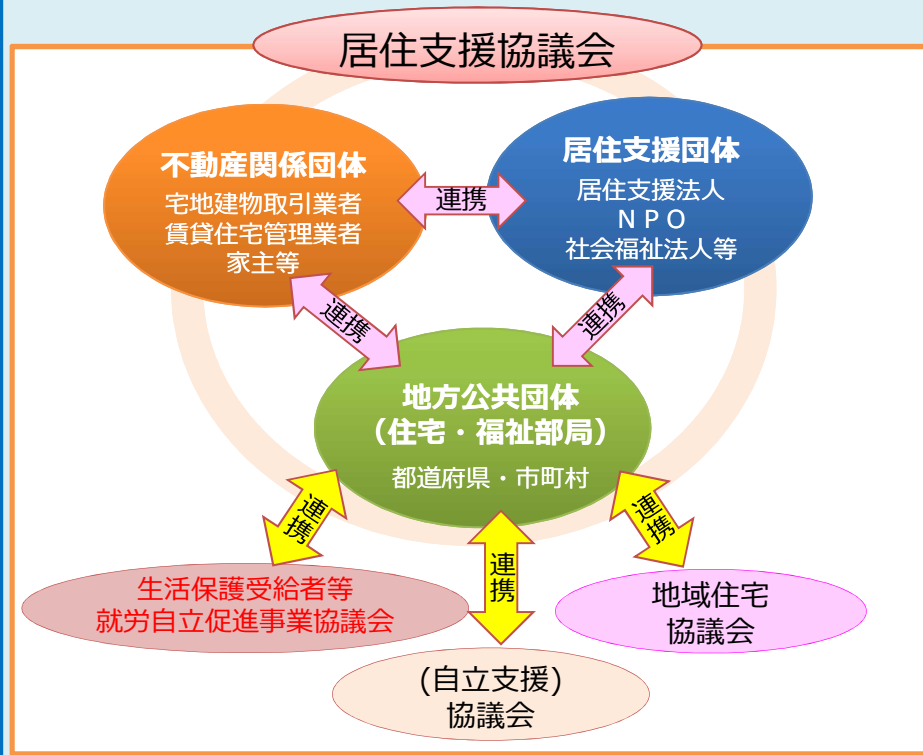
【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援（居住支援協議会と居住支援法人の概要）

居住支援協議会の概要

- 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立
- 要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施
- 令和元年8月15日現在88協議会が設立（47都道府県、41区市町）



居住支援法人の概要

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

支援措置

居住支援協議会や居住支援法人が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組を支援〔令和元年度予算〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数（定額補助、補助限度額 1,000万円）

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について(R元/8/15時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律

（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅 の登録	10,412戸 (46都道府県) ※受付・審査中の7,951戸 を合わせると18,363戸	北海道45戸、青森県34戸、岩手県4戸、宮城県139戸、秋田県26戸、山形県35戸、福島県46戸、茨城県30戸、栃木県5戸、群馬県88戸、埼玉県32戸、千葉県80戸、東京都714戸、神奈川県224戸、新潟県11戸、富山県1戸、石川県56戸、福井県18戸、山梨県404戸、長野県1戸、岐阜県255戸、静岡県39戸、愛知県972戸、三重県19戸、京都府15戸、大阪府5,435戸、兵庫県663戸、奈良県17戸、和歌山県165戸、鳥取県424戸、島根県4戸、岡山県81戸、広島県52戸、山口県7戸、徳島県8戸、香川県4戸、愛媛県3戸、高知県3戸、福岡県42戸、佐賀県16戸、長崎県59戸、熊本県26戸、大分県44戸、宮崎県2戸、鹿児島県60戸、沖縄県4戸
居住支援法人 の指定	252者 (40都道府県)	北海道12者、岩手県3者、宮城県4者、福島県5者、茨城県2者、群馬県2者、埼玉県3者、千葉県9者、東京都19者、神奈川県11者、新潟県2者、石川県2者、福井県4者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県2者、静岡県3者、愛知県17者、三重県2者、滋賀県3者、京都府5者、大阪府56者、兵庫県9者、奈良県5者、和歌山県6者、鳥取県1者、岡山県6者、広島県2者、山口県4者、香川県3者、愛媛県3者、高知県2者、福岡県18者、佐賀県3者、長崎県2者、熊本県11者、大分県4者、宮崎県1者、鹿児島県1者、沖縄県1者
居住支援協議会 の設立	88協議会	47都道府県 41市区町(北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岡崎市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)
供給促進計画 の策定	32都道府県 7市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、

※家賃債務保証業者の登録：64者

社会保障制度の新たな展開を図る政策対話の成果【住宅政策】

令和元年5月29日厚生労働省発表「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部資料」より抜粋

- 国民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現のためには、住まいと介護サービス等を一体的にとらえて検討を行っていくことが必要である。
- このため、**住まいの確保や住み慣れた住まいでの生活継続への支援、住まいを通じた介護予防や健康寿命の延伸といった取組を進めていくことが重要**である。

対話で得られた知見・提言

- 不動産オーナー、債務保証会社、生活支援NPOが連携して生活困窮者の居住を支援する事業モデルについて、持続性のあるものにするのが重要。
- 住宅確保が必要な方々に対して、全国の居住支援法人が連携し、住まいの確保、居住継続の支援を実施することが必要。



今後の対応方針（施策）

■ 住まいの確保の支援

- 生活困窮者への居住支援を推進するため、関係機関間の連携による支援を行う先進事例の収集及び課題分析等を行い、連携手法等を周知・普及【地域共生】
- 居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における居住支援に係る事業での活用（事業参加の促進、関係者の協議の場づくり等）等、効果的な連携方策について検討【地域共生】
- 住宅確保要配慮者向けの住宅等が円滑に確保されるよう、社会福祉法人による居住支援の取組の円滑化について本年度中に検討【地域共生】

■ 早めの住まいの改修等の促進

- 高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや改修の際に配慮すべきポイントを取りまとめたガイドライン（国土交通省）について、国土交通省と連携して、地域包括支援センターやケアマネジャー、老人クラブ等へ周知・普及【健康寿命延伸】



- 住み慣れた地域で住み続けるためには、「判断力」「整理整頓力」「慣れる力」の3つがあるうちに早い段階で、自宅のリフォーム等による安心・安全に暮らせる住まいの確保が重要。

■ 住み慣れた住まいでの生活継続への取組の推進

- 住宅団地の高齢者の居住を支援する取組や、高齢者向け住宅において高齢者が健康で生き生きと暮らせる取組の好事例を収集し、自治体等へ周知・普及【地域共生】



- 経営資源（事業基盤・顧客接点）を活かし、地域で顔見知りのスタッフを配置し、生活のサポートを実施することで、安心・信頼して頼みやすいサービス体制を整備。
- 高齢者住宅の日常の中で、入居者1人1人に積極的に役割を持ってもらうようにすることが重要であり、それを叶える運営が理想。

■ 高齢者向け住まいにおける看取りの推進

- 高齢者向け住まいにおけるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及のための方策について本年度中に検討【地域共生】



- 住み慣れた自宅や高齢者住宅で積極的に看取りを行う取組を進めていくことが重要。

生活困窮者自立支援・ひとり親家庭の学習支援の連携事例等について
令和元年7月4日 教育・福祉の連携・協力推進協議会報告より

教育・福祉の連携・協力推進協議会 事例集（改訂版）

令和元年 8 月
文部科学省
厚生労働省

掲載事例

○放課後の子どもの居場所づくりについて -----
(千葉県柏市、兵庫県芦屋市、東京都小平市、秋田県北秋田市、青森県青森市)

○家庭教育支援と子育て支援の連携強化について -----
(和歌山県湯浅町、大阪府能勢町、大阪府大東市、秋田県男鹿市)

○貧困家庭等の子どもの学習支援について -----
(大阪府茨木市、鳥取県、三重県桑名市)

○困難を抱えた家庭等への対応に関する学校と福祉関係部局の連携について -----
(東京都足立区)

○母子保健等と学校保健の連携強化について -----
(三重県名張市、福岡県宗像市、広島県福山市)

○障害を持った児童生徒に対する支援について -----
(大阪府高槻市、鹿児島県霧島市)

○医療的ケア児への支援における多分野の連携強化について -----
(愛知県刈谷市、岡山県)

○その他参考事例 -----
(大阪府箕面市)

貧困家庭等の子どもの学習支援について



課題：貧困家庭等の子どもの学習支援

【現状と今後の課題】

貧困家庭等の子どもの学習支援については、生活困窮者自立支援法に基づく事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業、地域未来塾等があるが、子どもへの必要な支援を行き届かせる観点や、より効果的な事業の実施といった観点から、

- ・福祉部局が行う学習支援事業と教育委員会、教育委員会が行う学習支援事業と福祉部局との連携
 - ・同一自治体において複数の学習支援事業を実施する際の連携
- 等に課題がある。

【事例①：生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例（大阪府茨木市）】

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業について、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「学校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。

【事例②：地域未来塾と福祉部局との連携事例（鳥取県）】

- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置し、県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有。

【事例③：生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例（三重県桑名市）】

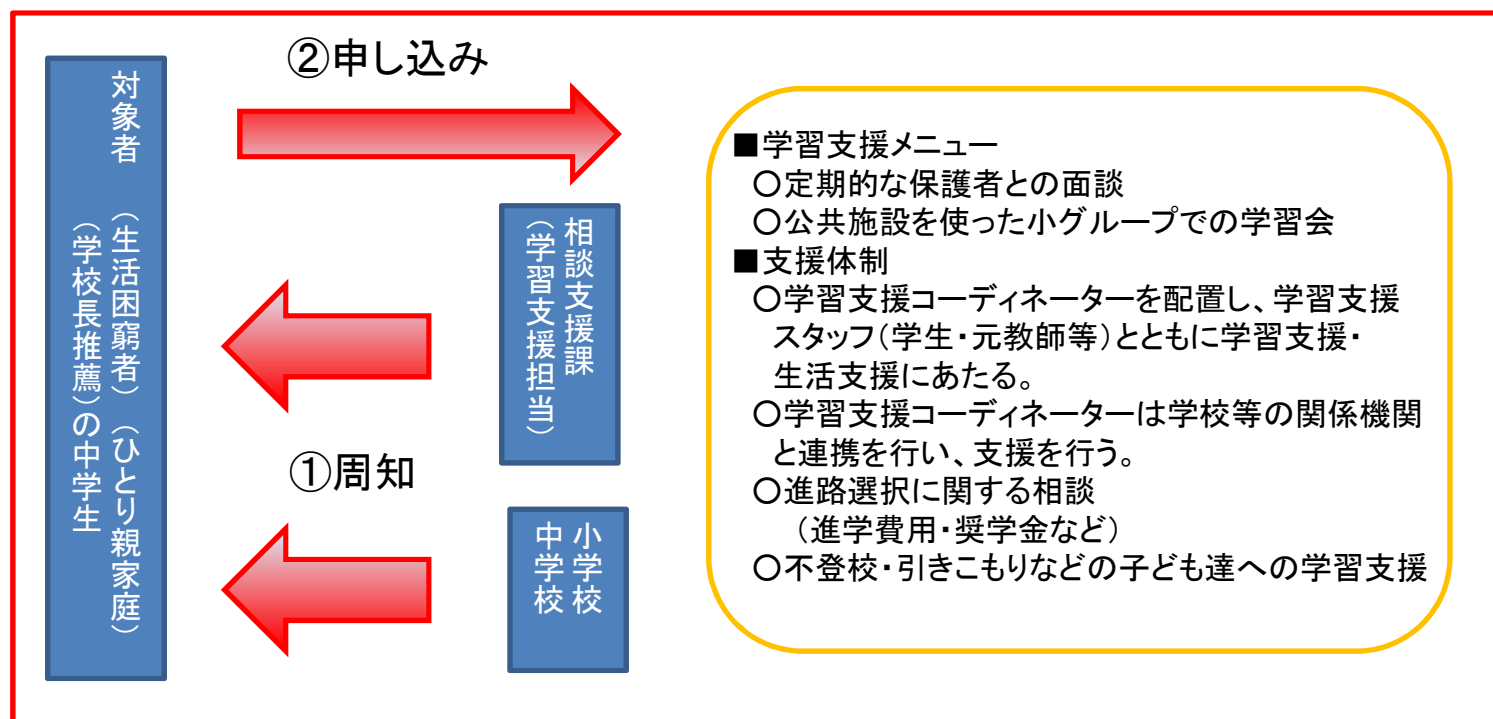
- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭学習支援事業を一体実施（市社協へ委託）。
- 子ども（支援対象者）とボランティア（支援者）の間に「学習支援コーディネーター」を配置することにより、人材が「奪い合い」にならないほか、コーディネーターが家庭と繋がることにより家庭全体を支援。
- ひとり親家庭から、自立相談支援機関に円滑に繋がる。

生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例（大阪府茨木市）

取組概要

- 平成27年度から子どもの貧困対策事業として生活保護世帯・ひとり親家庭などに属する中学生を対象に拠点型学習支援「学習・生活支援事業」を開始。
- 平成29年度より学習会場を拡充（4カ所→6カ所）。生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と位置づけ、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築する。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「学校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「生活困窮世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。

学習・生活支援事業



メリット

- 「学校長推薦」枠を通じ、事業実施に関して教育機関も主体的な役割を一部担うことで、福祉部門と教育機関との実質的な連携体制を構築。

教育委員会と福祉部局が連携して実施する学習支援充実事業(鳥取県)

概要

○低所得者対策(子供の貧困対策)としての学習支援について、教育委員会と福祉部局が連携して事業に取り組む。

背景・目的

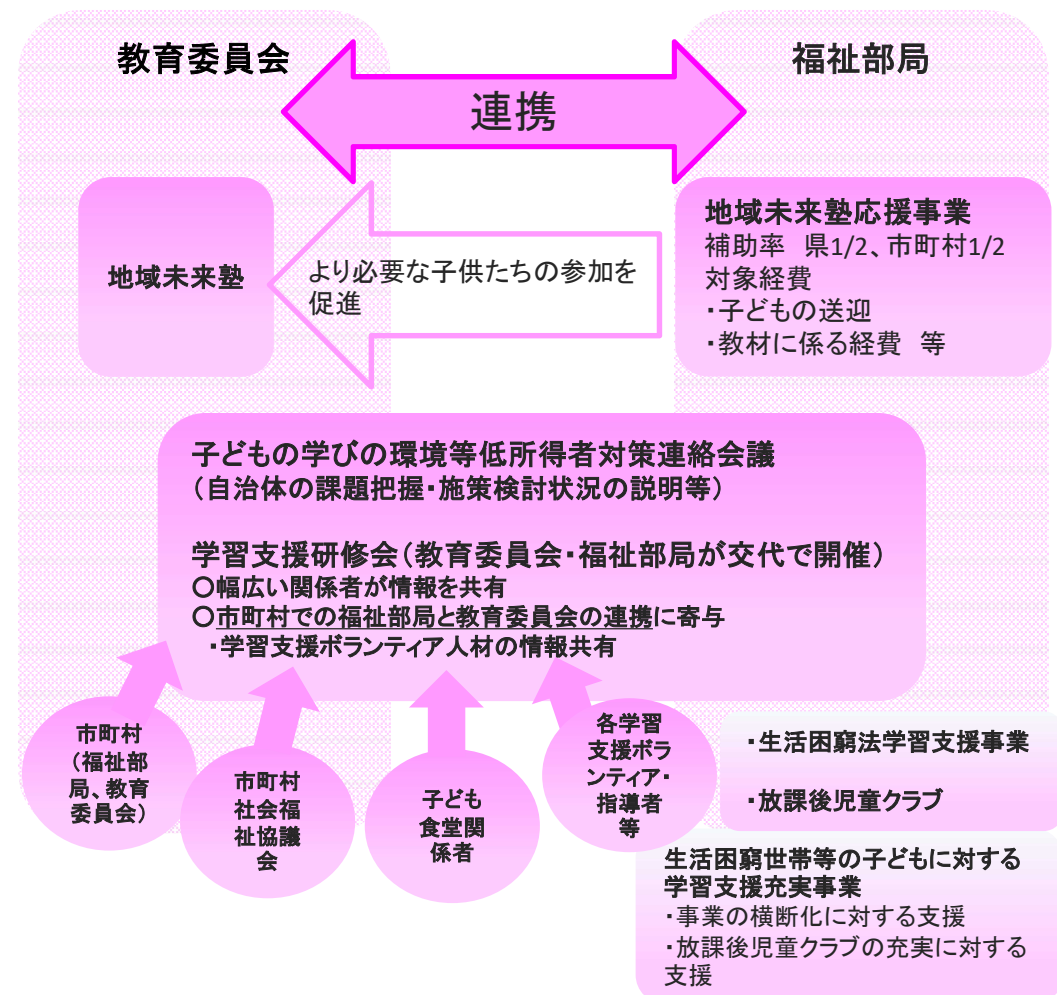
- 県内の生活保護世帯、ひとり親家庭の子供の進学率を向上させることにより、貧困の連鎖を防ぐ
- 経済的な環境によって学習環境が左右されることがないよう、地域で学習支援が受けられる環境を整備する
- 平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定
- 生活困窮者向け学習支援実施市町村数を平成31年度までに県内全市町村で実施する目標に向け、教育・福祉連携事業等を総合的に推進

具体的な取組とメリット

- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」の設置
県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を実施
福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有している。
→ 市町村の教育委員会と福祉部局の担当者の連携に寄与しており、各事業の学習支援ボランティア人材に関する情報共有にもつながっている
- 地域未来塾と地域未来塾応援事業の連携
地域未来塾事業では対象とならない経費を補助することで学習環境を整備。
→ より必要な子供たちに対して地域未来塾への参加を促す
- 教育委員会の職員に子どもの貧困対策を所管する福祉部局との併任発令及び教員の当該部局への研修派遣
→ 教育委員会と福祉部局の連携強化・課題共有

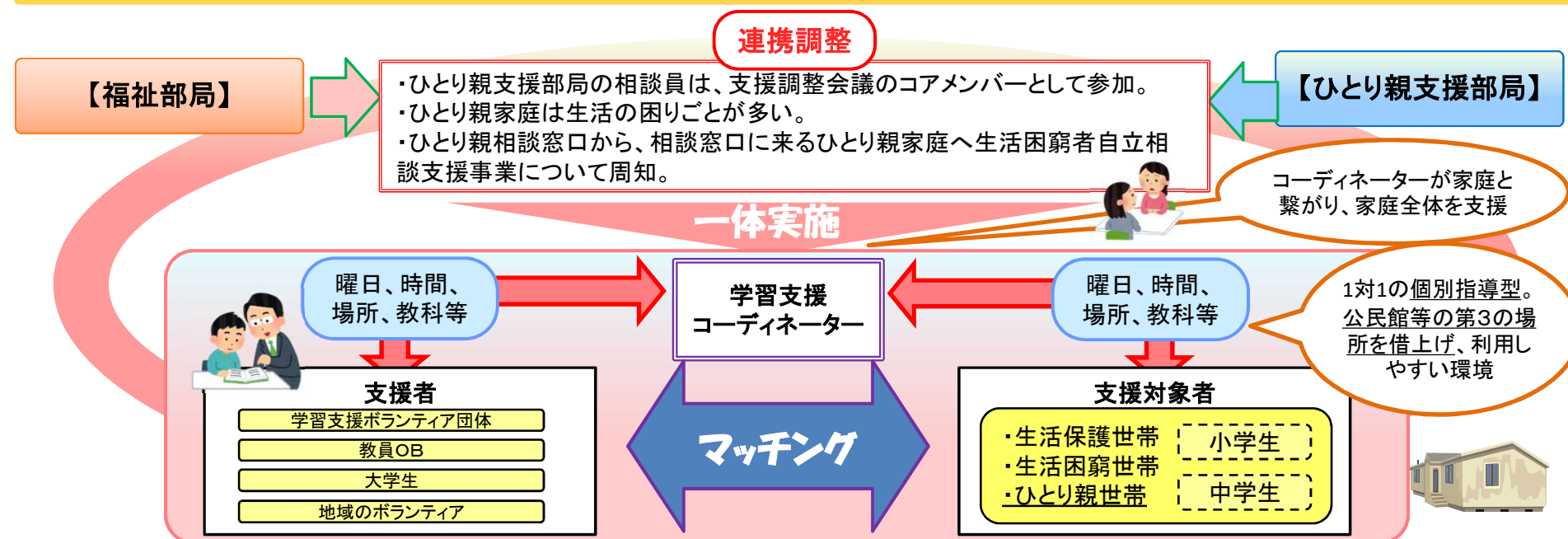
※鳥取県HPと聞き取りで作成

子供の貧困対策としての学習支援



生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例(三重県桑名市)

- 桑名市では、平成27年度より、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所・教科等をマッチングし、個別指導型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



メリット

- ◆ 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- ◆ 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

困難を抱えた家庭等への対応に関する 学校と福祉関係部局の連携について



課題：困難を抱えた家庭等に対する教育と福祉の連携

【現状と課題】

- ・ 保護者からの暴力、ネグレクトなどの困難を抱えた家庭等に対しては、児童虐待を発見しやすい立場にいる学校をはじめとする関係機関と児童相談所や市町村が緊密に連携し、早期発見・早期対応を行うことが重要。
- ・ そのために、「児童虐待防止対策の抜本的強化」等について着実に実施できるように努めていくことが必要。
- ・ 加えて、現場の実情を十分に認識・共有する機会が十分ではないことから、平時から人事交流を行い、教職員が児童相談所職員や人事交流経験者等から児童相談所における児童虐待対応について学ぶ機会を設けることも必要。

【事例：東京都（足立区皿沼小学校）の取組】

- ・ 学校が児童相談所や子ども家庭支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- ・ 課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

事例 東京都(足立区立皿沼小学校)の取組

【取組概要】

- 課題を抱える児童に対する取組としてケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- 課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

【取組の具体的内容】

- 毎週1回、管理職を含めた全教職員で、気になる児童に関する情報共有を行っている。
。また、長期休暇や学年が変わる際には、写真入りで、気になる児童についての情報を取りまとめて共有し、情報を漏れなく引き継いでいる。
- 学校や児童相談所や子ども家庭支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を行っている。
- 虐待の疑われる事案に対する上記の取組によって、教員の対応能力向上を図っている。

【取組から得られる示唆】

- 児童相談所と学校との役割分担について、双方の強みや児童・保護者との距離感、児童・保護者にとっての助言や援助の受け入れやすさ等の観点から検討し、相互に共有することが重要。
- 児童相談所と学校双方の間での顔の見える関係、コミュニケーションの取りやすい関係構築が重要。

○「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について

平成30年1月23日付けで、総務省による「公的賃貸住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。

同勧告では、「緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応」についての所見があり、その中では「都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業における公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）」とされている。

一時生活支援事業は、ホームレス自立支援センターやシェルター等の宿泊施設において、衣食住を提供するものであるが、宿泊施設の確保に当たっては、シェルター借り上げ方式としてホテルや旅館・アパート等を一室単位で借り上げる方式を対象に含めている。

公営住宅についても、公営住宅法に基づく目的外使用の要件に合致する場合は、一時生活支援事業における宿泊施設として活用が可能であるので、住宅部局等の関係部局と連携頂き、適切に対応頂けるようご留意頂きたい。

また、国土交通省に対しては、併せて「都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。」とされているので、併せて連絡する。

なお、今後、国土交通省と連携し、勧告を踏まえた対応を行うこととしているので、その動向に留意頂きたい。

【参考】

【公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（抜粋）】

国土交通省及び厚生労働省は、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への支援を充実させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業での公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）

② 略

内閣府プレミアム付商品券事業担当室から生活困窮者自立支援窓口へのお願い

- 10月から低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の使用が開始になります。
- 対象者は、住民税非課税者及び学齢3歳未満の子がいる世帯の世帯主（所得制限なし）です。
- 生活困窮者自立支援窓口での経済面の相談の際に、本制度を紹介いただくことも有効と考えられますので、本制度を積極的にご活用いただくよう、ご協力をお願いします。
- なお、生活困窮者自立支援窓口と連携して、制度概要や商品券使用可能店舗一覧のチラシ配布等をしていただくよう内閣府から市区町村のプレミアム付商品券事業担当課室へ通知しています。

※使用可能店舗や具体的な申請手続き、商品券販売窓口などは、市区町村によって異なります。

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ（目安）

1 申請する （非課税者分のみ）

- ・住民票のある市区町村から申請書を入手する
※申請書は多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送しています。
申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：2019年7月頃から11月頃（市区町村の定める期間）
※子育て世帯分については申請は不要です。



2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。



3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。（5千円分の商品券を4千円で購入）
- ・購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃（市区町村の定める期間）



4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：2019年10月1日から2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間
※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。



皆さまからよくいただくご質問にお答えします。

Q. なぜ今回、プレミアム付商品券を発行するのでしょうか。

A. 消費税率の10%への引上げに伴い、対象の方々の税率引上げ直後における負担を緩和しつつ、日々の生活における消費を下支えするためです。
購入額に25%のプレミアムがついた「プレミアム付商品券」を、消費税率引上げ後の日常的なお買い物でご利用ください！

Q. 一度に一人あたり2万円も出して商品券を購入することが難しいのですが・・・。

A. 商品券は5千円単位で、必要なときに必要な分だけ、何回かに分けて購入いただくことができますよ！
もちろん、一度にまとめて買っていただくことも可能です。
ご自身の生活スタイルに合わせて、購入しやすい方法を選んでくださいね。

Q. 一度の買い物で5千円分も使うことがないのですが・・・。

A. 商品券の1枚あたりの額面は、例えば500円など、小口で利用しやすい額としていますので、日常生活の様々なお買い物でご利用いただけますよ！
ただ、お釣りは出ないので、現金と組み合わせて上手にお使いいただくことをおすすめします。

Q. 申請書が届きましたが、どこのお店で使えるかまだわからないので、どうしようか迷っています。

A. 商品券が使えるお店は現在各市区町村で募集しており、これからもっと増える予定です！
商品券が使えるのは10月1日以降ですので、その時点で使えるお店を確認してから、実際に商品券を購入するかどうか決めることもできますよ！
ただし、申請が済んでないと、もしも10月に「やっぱり買いたい」と思ったときに買えませんので、今のうちに申請だけ済ませておいてくださいね
(申請にお金はかかりません)。

Q. 1歳の子どもがいるので購入対象の要件にあてはまるのですが、申請書が届いていません。どこで入手できますか？

A. 小さな乳幼児のいる子育て家族分であれば、事前の申請はいりません！
9月以降にご自宅に「購入引換券」が届きますので、10月以降、引換券をお持ちの上で市区町村の購入窓口で商品券をお買い求めください。

Q. 商品券を使いたくても、身体が不自由で、なかなか自分でお買い物に行けないのですが・・・。

A. 対象の方ご本人じゃなくても、お店で商品券をご利用いただけます！
例えば、ご家族に代わりにお買い物に行っていただくときにも、商品券を使っていただけますよ。



YUZA WA 2019

第2回 地域共生 社会推進全国 サミット in ゆざわ

つながる環を新しい時代につなぐ
～人口減少を乗り越える
ために今できること～

秋田県

人口減少を乗り越える持続可能なまちをつくるため、世代や分野を超えて
「人」「モノ」「お金」、そして「思い」がつながり循環する「地域共生社会」の実現を
目指して、新しい時代を迎えた今できることを考える大会にします。

<<< ロゴマークに込めた思い >>>

小野小町生誕の地と伝わる「湯沢市」。末広がり的小野小町の後ろ姿に、湯沢市の将来の発展や繁栄への願いを込めました。

日時 令和元年 **10月10日(木)** 13:00 ▶ 17:40
交流会 18:30 ▶ 20:00
11日(金) 10:15 ▶ 16:00

会場 湯沢文化会館等 **参加費** 3,000円 【参加費には、資料集、記録集、お弁当などを含まず。】
交流会費は別途3,000円となります。

◆主催／秋田県湯沢市 ◆主管／第2回地域共生社会推進全国サミットinゆざわ実行委員会 ◆後援／消費者庁、秋田県、公益社団法人 日本医師会、公益社団法人 日本歯科医師会、公益社団法人 日本薬剤師会、公益社団法人 日本看護協会、社会福祉法人 全国社会福祉協議会、公益社団法人 全国老人福祉施設協議会、公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 日本介護支援専門員協会、公益社団法人 日本介護福祉士会、認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会
◆協力／厚生労働省東北厚生局、厚生労働省秋田労働局

お問い合わせ

第2回地域共生社会推進全国サミットinゆざわ実行委員会事務局
(湯沢市地域共生サミット準備室内) 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
☎0183-56-8090 FAX.0183-73-5572
E-mail : k-summit@city.yuzawa.lg.jp

詳細・参加申込は
コチラから →→→





第2回 地域共生社会推進全国サミット in ゆざわ

テーマ つながる環を新しい時代につなぐ～人口減少を乗り越えるために今できること～

12:00 開場 10/10 (木)

- オープニング 13:00 ▶▶▶ 13:30 アトラクション(湯沢南家佐竹太鼓・西馬音内盆踊り)
- 開会式 13:30 ▶▶▶ 13:50 主催者挨拶、来賓祝辞
- 基調対談 13:50 ▶▶▶ 14:50 新福祉ビジョンの構想から地域共生社会の実現へ
- ◎ コーディネーター 大森 彌 東京大学名誉教授
- ◎ 対談者 橋本 岳 元厚生労働副大臣 衆議院議員
鈴木 俊彦 厚生労働事務次官
- パネルディスカッション 15:00 ▶▶▶ 16:30 新しい時代の地域共生社会
- ◎ コーディネーター 永田 祐 同志社大学社会学部教授
- ◎ パネリスト 谷内 繁 厚生労働省社会・援護局長
大島 一博 厚生労働省老健局長
谷 寿男 北海道鷹栖町長
松尾 崇 神奈川県鎌倉市長
- 課題先進地からの提言 16:40 ▶▶▶ 17:40 人口減少に負けない明るい地域をつくるために
～人・モノ・お金・思いのつながりの環～
- ◎ コーディネーター 泉 一志 株式会社秋田魁新報社
統合編集本部報道センター長
- ◎ パネリスト 鈴木 俊夫 秋田県湯沢市長
佐藤 博 社会福祉法人 雄勝なごみ会事務局長
佐藤 敬吉 湯沢市自治組織連絡協議会会長
- 交流会 18:30 ▶▶▶ 20:00 秋田湯沢湯乃華芸妓による踊りの披露 など

会場

出演者紹介



大森 彌



橋本 岳



永田 祐



猪熊 律子



浜田 敬子



加藤 博和



橋本 五郎

9:15 開場 10/11 (金)

- 分科会 A 10:15 ▶▶▶ 11:45 一人ひとりによりそい支援する体制づくり
～人材不足に対応する支援のあり方とは～
- ◎ コーディネーター 猪熊 律子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
- ◎ オブザーバー 吉田 昌司 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長
- ◎ パネリスト 遠藤 智子 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター
事務局長
- 坂本 文武 株式会社 Medical Studio
事務局長
- 木村 亮太 株式会社ウェルモ
執行役員
- 分科会 B 10:15 ▶▶▶ 11:45 人生100年時代の働き方と健康づくり
～生涯現役社会の実現に向けて～
- ◎ コーディネーター 浜田 敬子 ビジネスインサイダージャパン統括編集長
- ◎ オブザーバー 神ノ田 昌博 厚生労働省 健康局 健康課長
- ◎ パネリスト 田中 研之輔 法政大学キャリアデザイン学部
教授
- 浅野 浩美 厚生労働省栃木労働局長
(前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用
支援機構 雇用推進・研究部長)
- 石川 善樹 株式会社キャンサーズキャン
取締役 共同創業者
- 分科会 C 10:15 ▶▶▶ 11:45 みんなでつくる持続可能なくらしの足づくり
～住民主体から近未来技術の応用まで～
- ◎ コーディネーター兼パネリスト 加藤 博和 名古屋大学大学院環境学研究科教授
- ◎ オブザーバー 尾崎 守正 厚生労働省 老健局 振興課長
- ◎ パネリスト 田中 由紀 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
事務局 次長
- 小宮山 陽夫 MONET Technologies株式会社 CEO室・企画・渉外部・システム部 担当部長
ソフトバンク株式会社 先端技術開発本部 先端技術戦略部 部長
- 昼食・休憩 11:45 ▶▶▶ 13:30 芋の子汁のおもてなし、物産展 開催
- 分科会報告 13:30 ▶▶▶ 14:15 各分科会の議論の結果をコーディネーターから報告
- 引継式 14:15 ▶▶▶ 14:45 引継式 次回開催市 鎌倉市PR
- 特別講演 15:00 ▶▶▶ 16:00 新しい時代をいかに豊かに生きるか ◎ 講師 橋本 五郎 株式会社読売新聞東京本社
特別編集委員
- 閉会 16:00

会場

湯沢
グランドホテル

湯沢
グランドホテル

湯沢
ロイヤルホテル

湯沢市
総合体育館

湯沢
文化会館
大ホール

物産展 開催
10月11日 11時▶15時



日本三銘うどん・
稲庭うどん
丹精込めた銘柄酒・
湯沢の酒などを
販売いたします。

「地域共生社会実現のための中間的就労のすすめ」の概要

- 平成30年度社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に資する中間的就労の多面的機能とあり方に関する調査研究事業」（一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会）により作成。
- 「中間的就労」がもつ、「つながりづくり」「生きがいづくり」「地域おこし」などの多面的機能に焦点をあてて研究。
 - ⇒ 生活困窮者対策やひきこもり対策からだけでなく、
 - ・ 高齢者の社会参加の促進と介護予防の観点
 - ・ 就労の場の仲間同士のつながりが、地域コミュニティ醸成へと面的に広がり、住民がお互いの生活状況を気かけたり、安否を見守ったり、生活上の困りごとが生じたときには支え合ったりできる関係の構築や、住民主体の生活支援活動へと発展していく可能性などについて検討。
- 全国の多様な先進的实践事例を取りまとめ、地域社会の実現に資する「中間的就労」に取り組むためのモデルとそのポイントについて整理。
- 掲載先（釧路社会的企業創造協議会ホームページ内）：<http://www.sbcc946.com/report/pdf/h30.pdf>



【掲載内容】

第1章 中間的就労とは何か

- 1) 中間的就労という発想はどこから生まれたか
- 2) 生活困窮者自立支援制度の誕生
- 3) 人と人をつなぐ多面的な中間的就労の可能性と地域連関
- 4) 行政、自治体の役割
- 5) 住民自身の取り組みと中間支援・マネジメントの重要性

第2章 中間的就労の現状と課題

- 1) 認定就労訓練事業＝中間的就労ではありません 多種多様な中間的就労
- 2) 中間的就労の分類：一般就労を目指さない場合があります
- 3) 認定就労訓練事業が悩みのタネとなる原因と対応策
- 4) 財政的なインセンティブが用意されていないことへの対応策

中間的就労をすすめるためのポイント

1. 中間的就労には、就労訓練目的から地域活性化まであります
2. 社会福祉法人等の社会貢献としての中間的就労もあります
3. 就労準備支援に中間的就労を加え、多彩な支援メニューを提供するところもあります
4. 複数課題を抱えた相談者には、就労支援だけでなく生活支援との連携が大切です
5. 生活困窮者の中間的就労支援から柔軟な働き方が生まれます
6. 就労支援が地域活性化や地方創生につながっていくこともあります
7. 地域づくりを進めるなかで、中間的就労も多面的に展開されていきます

第3章 中間的就労・参考事例

自治体名	特 色	取 組 内 容
三重県 鳥羽市	福祉と観光の連携で仕事づくり & まちづくり	主要産業の観光業での人手不足や、住み込みで働く人が退職と同時に生活困窮に陥る事態が地域課題となっていたことから、 <u>市内の観光・労政・人口対策部門との横断的な連携により「とばびと活躍プロジェクト」立ち上げ</u> 。観光課が中心となり、 <u>宿泊業の業務分解による求人カタログ「プチ勤務おしごとカタログ」を作成</u> 。短時間からでもその人のライフスタイルに合った働き方を提供。
大阪府 八尾市	社会福祉法人が 合同で始めた介護現場でのユニバーサル就労	八尾市特別養護老人ホーム施設長会に加入している施設等が認定就労訓練事業所となり、中間的就労担当者連絡会を組織。 <u>連絡会が自立相談支援機関からの受入相談を受け、施設とのマッチングを担う</u> 。受入施設では、利用者の現状や希望に応じ、 <u>施設内での業務分解を行ったり、新しい業務を作り出す等、きめ細かな支援を実施している</u> 。
兵庫県 伊丹市	優先発注制度は じめさまざまな仕事を確保し、支援に活かす	認定就労訓練事業所への優先発注制度を活用し、中心市街地や公園の清掃、建物管理、害獣駆除などの業務を市から受託。ある程度の仕事を常時抱えているため、すぐに働くことが可能な場合は、 <u>相談当日から職場見学、就労契約を結び、翌日から就労訓練で日払い仕事を提供する</u> といったスピード感ある支援が可能となる。
北海道 釧路市	フキ畑が「多面的機能」をもつ 地域資源に	人口減と高齢化が進む地域で、本業（酪農など）の第一線から退いた高齢者や生きづらさを抱えた若者たちを活用し、 <u>地域の特産品のフキによる地域おこしに取り組む</u> 。休止状態だった地元の山菜加工施設を復活させたり、 <u>イベントの実施等により、就労支援、生きがいづくり、健康づくり、コミュニティ形成という多面的な効果が生まれている</u> 。
北海道 岩見沢市・ 月形町	生活保護と生活困窮者の就労支援を一緒に提供	生活困窮者の自立相談・就労準備支援を行っている事業所で、生活保護受給者の就労支援や無料職業紹介も行う。多彩な就労準備支援メニューを準備し、居場所的な利用から就労後の定着まで支援。 <u>就労訓練として地元の商店街の清掃活動に参加する、繁忙期の農家の収穫を担う、地域のイベントの企画・運営に関わる等、地域の産業や活動と連携した就労支援を実施</u> 。
広島県 安芸高田市	高齢化率 46.8%・504人の 集落で、孤立させない地域経営	全戸加入の住民組織による行政に頼らないまちづくりを実施。孤立防止と地域活性を目的に交流拠点（宿泊施設・レストラン）を開設、協同組合を立ち上げて特産の柚子を使った六次化商品を開発する等、 <u>住民主導で地域課題解決と雇用創出のための取組</u> を続けている。活動を通して人々がつながることで、 <u>孤立を防止して暮らしやすい地域を目指す</u> 。
高知県 佐川町	「役割づくり」 の地域福祉	地域福祉の向上や集落活性化を目的とする県独自の小規模拠点施設を、集いの場（サロン）や交流イベントの場として活用。 <u>子どもから若者、高齢者まで幅広い住民が利用者・運営スタッフ・ボランティアとして関わり、その中でそれぞれが得意なこと・できることを活かして地域社会での役割を果たし、感謝や報酬を得られるよう取り組む</u> 。
秋田県 藤里町	ひきこもり支援から、生涯現役のしごとでまちづくりに挑戦	地域の農家や事業者等から依頼を受け、登録したひきこもり者や離職者、障害者等（登録生）が必要に応じて職員の支援を受けながら仕事を行い工賃を受け取る仕組みを実施。新しい特産品の製造を登録生が担い多額の売り上げを記録した。現在は年齢や障害の有無にかかわらず町民すべてを対象として発展し、生涯現役のまちづくりを目指す。